

令和4年第2回(3月)川南町議会定例会会議録

令和4年3月8日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

令和4年3月8日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 中津 克司 君 (1) 尾鈴畑かん事業の現状と将来の展望について
- 2 蓑原 敏朗 君 (1) 地方交付税
(2) 耕種農業
- 3 川上 昇 君 (1) 県警交番・駐在所の廃止について
(2) UIJターンの支援策について
(3) 町政運営方針について
- 4 内藤 逸子 君 (1) 税金滞納処分のあり方について
(2) 安心できる老後となっているのか
(3) 「生理の貧困」根絶できないか。
(4) 補聴器助成制度の導入を求める。
(5) 就学援助制度は実態にあっているのか。
- 5 米田 正直 君 (1) 文化財・史跡の管理について
(2) 地域の墓地について
(3) 高齢者等の交通支援
- 6 河野 禎明 君 (1) 職員の服務について
(2) コロナ対応について
(3) 西都児湯医療センターについて

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	財政課長	谷 講平 君
まちづくり課長	甲斐 玲 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	大山 幸男 君
環境水道課長	橋口 幹夫 君	町民健康課長	米田 政彦 君
教育課長	山本 博 君	福祉課長	三角 博志 君
税務課長	大塚 祥一 君	代表監査委員	永友 靖 君

午前9時00分開会

○議長（中村 昭人君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順とします。

まず、中津克司君に発言を許します。

○議員（中津 克司君） 再度、おはようございます。新型コロナウイルス対応のまん延防止重点措置が3月6日まで延長されていましたが、我が県は、一定程度改善したとの判断で解除されました。しかし、県独自の感染拡大緊急警報は継続し、注意喚起は続けられる意向です。今年発表されたサラリーマン川柳に、「にこやかにマスクの下でうっせえわ」という句がありました。うっせえわと言われたいよう前向きな質問を心がけますが、目は口ほどに物を言うといいますので、目を見ながら話をせないかんと考えております。

それでは、一般質問通告書に基づき質問します。

本日は、尾鈴畑かん事業の現状と将来の展望について質問します。

畑地かんがい用水の需要については、安定生産のために計画的な作付、発芽、初期成育の促進、かんがいの防止、収量の安定・増加、品質の安定・向上、表土の飛散防止、また作業の効率化を図るために防除作業の短縮、農機具の洗浄、効率的な施肥管理、そして経営選択制向上のために高収益作物への転換、選択作物の拡大等が考えられます。私はこの高収益作物への転換、選択作物の拡大は、行政がリーダーシップを発揮すべきだと思っています。大きな視野に立てば、国はカロリーベースで2020年、令和2年度37%の食糧需給率を、2030年、令和12年度までに45%に上げるという目標を掲げています。

我が町が食料生産基地として、国、県、町が大きな投資をした尾鈴畑かんをどう活用するのか、動向が注目され結果で評価されます。また、町長は、南九州畑地かんがい事業推進連絡協議会の会長でもあります。名誉職ではなく、実行力が問われます。南九州地域に大きな足跡を残していただきたいと念じています。土に立つ者は倒れず。土に生きる者は飢えず。土を護る者は滅びず。これは東京農業大学校の初代学長の言葉ですが、土と共に生きる人々への精神的な支えも必要かと考えます。

では、1問目です。畑かん営農で儲かる農業の実現に向けて、どう成果を出すか。戦略を町長に伺い、戦術については、質問者席にて伺います。

2問目です。受益面積1,580ヘクタール、総事業費約362億円の大事業です。早期にプロジェクト、農家、行政、土地改良区、農協、経済団体などをつくり、共に考え共に挑み、共に切り開くという協働のモデルケースとして、有効活用に向け成果を出す方策を積極的に協議

する場を立ち上げる責任があると思っています。農家も千差万別あります。上農は草を見ずして草を取り、中農は草を見て草を取り、下農は草を見て草を取らずといえます。強いリーダーシップを期待しています。

過去を振り返ってみますと、我が町は、年間降水量は恵まれているものの、降雨が梅雨期と台風期に偏るため、営農は天候に左右されていました。また、計画的な生産、出荷といった市場動向を見極めた営農生産が困難でした。尾鈴畑かん事業により、給水栓設置率56.8%、826.5ヘクタール、開栓率23.1%で、現在278.3ヘクタールの面積で水が自由に使えると聞いています。知恵を出し合い儲かる農業を実践して、おのずと開栓率が上がる行動を起こす責任がありますが、いかがでしょうか。

1年以上前の令和2年12月定例会一般質問、同僚議員の水を利用した今後の展開、どのように進められるかとの質問に、「まず水を使うことの有利点をしっかりと伝えて、土地改良の職員、関係者一体となって営農モデル、こういう作物を作りましょうといろんなモデルが示すことができるようになるぐらいには、関係者一同やっぱり頑張っていくべき」と答弁しておられます。その後、具体的にどのようなアクションを起こされたのか。頭で考えるだけでなく、行動を起こさないと人はついてきませんし、地域は盛り上がりません。また、同僚議員は、「悠長に考えている時間はそうない。ぜひ早急に」と言っています。先人たちの志をどう引き継ぎ、どのような方策で町の活性化につなげるか。みんなで情報を共有し、豊かさを自ら勝ち取る仕掛けづくりが必要です。

そこで、早期にプロジェクトを立ち上げ、体制を整えることを提案します。町長の見解を伺います。

最後に、3問目です。尾鈴土地改良区については、少人数で施設の維持管理、組織運営、給水栓設置促進等を行い、必要で不可欠な組織ですが、尾鈴土地改良区関連の町持ち出しのランニングコストはどのようなものがあるのか。今後、どう維持管理をしていく考えか、お伺いします。

以上ですが、関連質問は質問者席にて伺います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

畑かんについての思いを込められた質問を頂きました。ありがとうございます。御指摘のとおりこの畑かん事業は、本当にもう長い年月と莫大な費用をかけての事業でございます。その中で、現在4年ほど前から宮崎県それからJA、川南町とこの畑かんについてどうしていくかという戦略を練っております。現在進めておる展開としましては、当時4年前に、10年後を見据えてしっかりやっという計画をJAとともにつくったところがございます。その中で、いまやっているとところは、ハウス団地の整備、それからハウスの建て替えや改修、そして後継者、新規就農者の育成ということで、それを3本柱として、現在トレーニングハウスという形を伴いながらスタートさせてもらっております。

議員が言われたとおり、大まかな戦略について私のほうでお答えをさせていただきますし、

戦術については、またその都度担当課長に説明をさせますが、この3本柱も今後の町としては第6次長期総合計画に記載されている高品目、高収益品目について畑かんを活用した品目の検討を始めているところでございます。

現在、県営事業のほうが、本体の国営の事業はダム——現施設を思っていたいてよろしいんですが——これはもう完成しておるんですが、県営の事業が令和7年度に完成の予定でございまして。それに向けて関係機関、当然、国、県、農業団体、土地改良区などを入れた協議会をつくって、しっかりと進めていくべきであると考えております。現在は、キウイフルーツの話がよく出ますが、今、都農町、川南町、それから尾鈴農協、そして県を入れて協議会を立ち上げて、ゼスプリとの話合いの中で、今後しっかりと進めていきたいと考えておるところでございまして。

品目については、そういうお茶とかブドウの作付、それから畑の野菜、いろんなものがあるかと思いますが、議員が言われるとおり、まだまだ開栓率が低い状態でございまして、しっかりと協議会の中で議論をして、モデルとなるものを示しながら、具体的に品目ごとに進めていきたいと考えております。

3つ目のランニングコストでございまして、大きく分けて施設を維持するほうの費用、それから土地改良区を運営する、賦課金で運営する費用、2つあると理解をしております。特に施設管理のほうは、大きく言ってダムのほうは国の持ち物でございまして、基幹水利事業という国の事業を使いながら、国と県と地元自治体でこれからの経費は、当然、令和3年度に採択頂きましたので出していくところでございまして。それ以外の施設についても、またそういう国の事業がございまして、それにのっかってやっております。

そして、一番問題なのが賦課金で運営する土地改良区の運営でございまして、現在まだ全てが終わっておりませんし、開栓率も低い状態でございまして、町のほうからの運営補助を出しているところでございまして、将来的には当然、独立してやっていけるように、それを目指して頑張っていくところでございまして。

○議員（中津 克司君） 開栓率が低いということではありますが、壇上でも申し上げましたとおり、開栓率が低いとはいえ、現実には開栓をして水使用をしておられる農家はもうたくさんあるわけで、278.3ヘクタールで水が自由に使えると、300ヘクタール弱ですので、もっと積極的に考えていいんじゃないかというふうに私は思っております。

そこで、儲かる農業としてハウスに力を入れていただいているということに、また成果も出ているということに敬意を表したいというふうに思います。

しかし、これは面積は限られています。今後、ハウス、果樹園、茶畑、飼料作物等以外の大部分を占める普通畑で、どう水利用を増やす考えかお伺いします。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ハウス、お茶、そういったものを除いた普通畑でどのように営農のほうを推進していくかということですけど、現状、関係機関とどのような作柄があるかとかは定期的に話合いはさ

れているところです。ただ、具体的にこの作柄というのはまだ定まってない状況ではあります。県のほうも第8次宮崎県農業・農村振興長期計画を今回策定されて、その中でも効率的な露地作というのはもう書かれているんですけど、具体的などころまではまだ示されていないような状況です。

以上です。

○議員（中津 克司君） 第6次川南町長期総合計画、この話もありましたけれども、これは10年間のまちづくりを進めるために策定されたものですが、我が町の大きな事業である畑かん事業は、どのように位置づけされているのか。

私は、受益面積、先ほど言いましたように1,580ヘクタール、総事業費約362億円、国営事業が平成8年から25年度の17年間、県営事業が平成13年から令和7年度までの予定で23年間、このような大事業にしては長期総合計画影が薄いし、意識が低いと感じております。我が町は、農家の生産基盤を確立しないと持続可能なまちづくりはできない、どう政策につなげるのか、執行部の本気度について疑問を感じていますが、いかがでしょうか。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

畑かんにつきましては、長期総合計画の中で、施策の3—6農村環境の保全整備におきまして、施策内容の3—6—3国営造成施設の適切な維持管理、この中で、国、県及び土地改良区と協力しながら畑かんを含めた国営造成施設の維持管理に努めますと定めております。また、具体的な関連事業としまして、国営畑かん事業の関連県営事業、現在パイプラインの整備をしております県営事業についても記載をしております。

そのほかにも関連事業として、先ほど町長の答弁にありましたように、基幹水利施設管理事業及び国営造成施設管理体制整備促進事業を掲げ、維持管理についても定めているところ です。

現在、県営事業を実施中ではありますが、令和7年度完了予定となっております。現状、農地課のほうで定めているものは、いずれも畑かんの整備、それから施設の維持管理にとどまっている状況です。

今後は、畑かん営農への推進へとシフトしていく時期を迎えていると考えております。このような内容でありますと、農業の振興のところで定めてあります高収益作物の導入も掲げられております。この分野におきましては、畑かんの水の利用というのは密接に関係すると考えております。

今後、関係する産業推進課と連携をしっかりとって、畑かん営農の推進のほうを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 高収益作物としてキウイフルーツが令和7年度とあります。この農業振興第6次長期総合計画の中に。

では伺います。多分これゼスプリ、先ほどもありますけどゼスプリだと思いますが、キウ

イは収穫まで3年かかります。また、制約が多いとも聞いております。耕種基準なり収益率、流通販売システムなど把握している情報を具体的に説明してください。

○産業推進課長（河野 賢二君） 中津議員の御質問にお答えしたいと思います。

具体的なキウイフルーツの具体的な情報をということでございました。私たちはキウイフルーツについては、最近いろいろ情報収集をしておるところでございますが、実際に細かい個々収益がどれだけあるというところまではまだつかんでおりません。ただし、これまでの情報によると収益性が非常に高いということで、まず所得向上が図られると。あとゼスプリとの契約を行うということで、まずは生産技術が確立されているということ。あと流通販売広告についても、農家が個々に考えるわけではなく、ゼスプリが実際に行うということで、生産者は栽培に集中できるのではないかとということです。あと、国内需要の高まりが考えられています。話を聞きますと、まだ国内需要はどんどん伸びている状況だということでございました。

ただし、先ほど中津議員も言われたように、収穫までに3年を要するというものでありますので、いい点ばかりではなくて、まずある程度の規模が必要だということも聞いておりますし、栽培を始めるまでに苗木を購入したり、あと棚とか防風施設が非常に大事だと聞いております。そういったところの初期投資が必要になるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 第6次長期総合計画の農業の振興の中の新規主力高収益作物の導入、令和7年度ということで、それが1ということで示してあります。その中で、長期総合計画の中に明記するに足らぬ心もとない、内容を把握してない、農家がそれについてくるのかなど。町の将来がそれで賄うのというふうな気がしないでもありません。

では、次に行きますけれども、では伺いますが、初期投資なり植付から収穫までの資金繰りはどのように考えておられるのか伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

資金繰りについては、今のところまだ分かっておりません。ただし、私たちが今考えておるのが、キウイフルーツの栽培をするのが農家だけとは限らないというふうに思っております。というのは、もちろん3年間収益が見込めないということ、だから、例えば本業があって、別にキウイフルーツをやるとそういったことも考えております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 今、課長がおっしゃったことにめどがあるのかどうか、そこ辺は、それはもういいですけども。

では、キウイについては最後伺いますけども、これ永年作物です。経済寿命は何年程度見ているのかお伺いします。

○産業推進課長（河野 賢二君） 中津議員の御質問にお答えしたいと思います。

何年やれるかということだと思んですが、そちらについてもまだ、国内でもゼスプリの

キウイ自体がまだそんなに長くないので、何年かというのはちょっとお答えすることはできません。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） ここから申し上げます。林田が昔キウイフルーツを入れたことがあります。それは副町長なり、よく御存じだと思います。識者によると「うちのは45年持っている」というふうなことも伺ったことがあります。一般的に調べてみると経済寿命、このキウイの経済寿命は20年から30年ということが言われています。そこ辺ももっと突っ込んで、農家は命がけで生産作物を作るわけです。安閑としているとは言いませんけれども、そこら辺の度合い、もっと突っ込んでもっと真剣に、もっと相手の立場になって町全体のことを考えて、水をどうして活用するか、そこ辺を考えていただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

次ですけれども、畜産用水事業ですけれども、尾鈴畑かんでは令和7年度の事業完了までの暫定措置と聞いております。畜産農家は利用継続を強く望んでおられるわけですけれども、南九州の他地区——鹿児島、宮崎ですね——他地区の畑かん用水利用状況、畜産に対して畑かん用水を利用している状況についてお伺いします。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

畜産用水の利用、ほかの地区でということですが、今、尾鈴地区でやってある畜産用水、こちらのほうが、県営事業が終わるまでの暫定利用となっております。同様のやり方でやっているのが都城盆地土地改良区、それから大淀川左岸土地改良区のほうで同様のやり方で畜産用水をやっております。このほかに一ツ瀬川土地改良区のほうでは、雑用水ということで、畜産用水を含めてということで供給やっております。現在、把握している分では、この3地区がやっているということで把握しております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 他地区も水がない、畜産等を含めて畑地かんがいを利用しているということでもあります。

そこで伺いますが、南九州畑地かんがい事業推進連絡協議会の会長であらせます町長、ひとつここは町長が立ち上がって、もう畜産農家も非常に水は必要だということを言っていますので、そこ辺の事業も調査された中で町長が国と交渉すべきではないかというふうに思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、南九州の畑かんの会長ということで、以前は九州の国営のほうの会長もしてたんですが、畜産用水についてはやっとな国のほうが許可してくれた権利でございますが、議員が言われるとおり、やっぱり必要なものでありますので、これは許可を頂いたばかりではあります。そのときの条件が、じゃあ工事が終わるまではいいよという条件ではありましたが、しかし、無駄にするのを考えれば、しっかりとこれから次に進むために要望していくのは当たり前であって、私のそれは責務だと思っております。

○議員（中津 克司君） 要望はしていただくというふうに理解していいですね。はい、分かりました。お願いします。

では、畑かんマイスターの委嘱状交付が町長のユーチューブでアップされていました。畑かんマイスターに何を望まれるかお伺いします。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

畑かんマイスターに何を求めるかということでございますが、畑かんマイスターのほう畑かんを利用した先進的な農業に取り組まれる方が委嘱されております。実際に営農でも活用されており、その営農方法、技術といったものは非常にほかの農家の皆さんにも参考になる有用な情報だと考えております。

畑かんマイスターとして委嘱されてる方で、こちらのほう尾鈴畑かんだよりも紹介されているんですけど、梁井さんが紹介されております。この中で、畑かんを使ったかん水、水をまくためにチューブを使うんですけど、この巻取りが非常に重くて大変だということで、この件に関してトラクターの動力を使ったチューブの巻取り機、こちらのほう梁井さんのほうが考案されております。実際にこちらのほう活用されており、このような情報が農家の皆さんに行き渡ることによって営農に畑かんの水を利用するということが広がっていくというふうに考えております。そのような情報受ける、それから発信するための情報ということで考えております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 梁井さんのお宅にお伺いしたら、ちょうど夏はスイカ、冬は大根ということで作付をされています。大根の収穫の真っ盛りで、また出直してきますということで夕方行ったら、市場のほうに運んでいて会えなかったということで、電話で話をさせていただきました。もうお一方は直接お会いして話しました。今ネギを植えておられます。ネギを1町ばかり植えておると。この方の話によりますと、もう行政の積極的な行動、巡回指導を望むということで、水はどうしてねえといかんとじゃというふうなことでありました。このマイスターの要望について、どう対応する考えかお伺いします。

○産業推進課長（河野 賢二君） 畑かんマイスターの方が巡回指導を望むということでよろしかったでしょうか。

○議員（中津 克司君） はい。

○産業推進課長（河野 賢二君） 現在、中津議員が言われるその巡回指導というのは、畑かんマイスターにはできておりません。今巡回指導を行っているのは、JAとか普及センター等と新規就農者、そういった方々を対象に巡回指導を行っております。マイスターの方が巡回指導をとということであれば、そういったことも今後検討はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 畑かんだより、先ほど農地課長のほうで言いましたけども、非常に中身いいと思います。よくやっておられると思います。作成部数なり配布先、活用方法

はどのようにされているのかお伺いします。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

畑かんだよりのほうですが、発行部数のほうが1年間に1,500部発行しております。うち、川南町の受益者向けということで570部を確保して回覧板等で皆さんに見ていただいております。

このほかの活用法としては、いろいろダムの見学そういった研修等があるんですけど、そういったときもいろいろ現在の畑かん情報についてまとめられているので、研修の資料として活用も行っております。

あと、配布先ですが、関係する町、それから関係する改良区、県の機関、そういったところにも必要部数配付して皆さんで活用していただいているところです。

以上です。

○議員（中津 克司君） 先ほど申し上げましたとおり、非常にいい資料だと思っております。水、考えておられる関係者の方が中身見れば、興味を示す内容が多いというふうに思っております。それで、もったいないと。もっとうまく啓蒙活動してくれということをお願いしたいと。まだまだ啓蒙活動が足りないのではないかとというふうに思っておりますので、そここのところはお願いしておきます。

では、次ですけれども、尾鈴地区畑作営農改善協議会の構成員、それと活動実績についてお伺いします。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この協議会は、尾鈴地区の畑作営農について、関係機関、団体が相互に連携して協力体制を確立し、営農改善推進の企画調整と総合指導を実施しながら、地区の特性を生かした作物の選定を行い、適切な営農方式の確立と定着化を推進することにより農業所得を向上させ、もって地域農業経営の安定発展を図ることを目的に設立されております。

構成員のほうですが、九州農政局、南部九州土地改良調査管理事務所、児湯農林振興局、児湯農業改良普及センター、総合農業試験場、総合農業試験場作業市場、高鍋町、川南町、都農町、児湯農業協同組合、尾鈴農業協同組合、小丸川土地改良区、尾鈴土地改良区で構成されております。

協議会のほうは、委員会及び幹事会が設置され、委員会の会長は児湯農林振興局の技術担当次長、副会長が川南町産業推進課長となっております。

また、幹事会の幹事長及び事務局長は、児湯農林振興局農業経営課長となっております。

活動の実績ですが、令和3年度は10月25日に普及センター研修室にて幹事会のほうの開催が行われております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 畑かん利用も現実にやっておるわけですが、畑かん利用の効果はどのようなものか。作付作物なり面積、分かっている範囲で結構ですのでお願いしま

す。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

畑かんの利用状況ですけど、尾鈴土地改良区によりますと、開栓面積ですが、普通畑のほうは146.3ヘクタール、ハウスが19.9ヘクタール、お茶が18.8ヘクタール、果樹が15.3ヘクタールで、合計尾鈴土地改良区管内におきますと200.3ヘクタールというふうになっております。

近年は、ハウスでの利用が伸びているような状況です。

一方、普及センターのほうで春と秋2回、畑かん受益地について作付調査を行っております。尾鈴土地改良区の管内、川南町と都農町にわたるんですけど、こちらのほうでの作付の状況でいくと、やはりイタリアンライグラスやトウモロコシなど、飼料作物のほうがやはり大きな割合を占めているような状況です。

このほかの作物でいきますと、春作ではお茶、芝、赤紫蘇、ブドウ、バレイショ、スイートコーン、カボチャと続きます。秋作では、お茶、白菜、芝、大根、ブドウ、キャベツ、ブロッコリーとなっております。この中で、お茶、ブドウといった作物については、畑かんの開栓を行って、実際水を活用した営農のほうが行われてるような状況です。

以上です。

○議員（中津 克司君） 畑かん利用農家、今御説明いただいたわけですけど、反応はどうかお伺いします。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

農家の方の反応はどうかということですが、実際営農で活用されてる方は、なくてはならない水として活用していただいて好評を得てるというふうに考えております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 評価されているのに開栓率が増えない原因は何でしょうか、お伺いします。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

開栓率が上がらない理由は何かということですが、一つの原因としましては、給水栓の設置が進んでないことが原因と考えております。給水栓の設置には土地所有者の同意が必要となっております。この同意のことですが、給水栓を設置するとお金の負担が発生するのではないかといったような誤解をまだ持たれてる方もいて、積極的な設置というふうに進まないような状況です。この部分を解決するには、やはり実際にお話をさせていただいて、丁寧な説明が必要と考えております。

もう一つ、給水栓がなかなか設置されない理由があるんですけど、農業機械が大型化してきて、給水栓を約30アールについて1か所というふうに設置をしていくんですけど、大型機械ですとその給水栓のボックスが邪魔になるというようなお話もあります。この件に関しましては、今、県営事業でパイプラインをやっているんですけど、県と相談しながら

ら技術的な方策のほうを探していきたいというふうに考えております。

また、給水栓が設置された上でなぜ開栓が進まないかということなんですけど、先ほどから議員もおっしゃっているように、いろんな活用方法はあると思うんですが、それがまだ農家の方に伝わってない部分もあるんじゃないかというふうに考えております。

それともう一つは、先ほどからこちらもおっしゃっていただいているんですけど、新たな営農モデル、そういったのも示しているいろんな方策を取りながら畑かんの開栓を推進していかないといけないというふうに考えております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 誤解があるなら誤解を解く方策を早急に講じないといかんし、また、三反せまちで問題があるならそこ辺も改善をしていくということで、常に前向きに取り組んでいただきたいと思います。畑かんにつきましては、紆余曲折ありました。皆さん御存じのとおりです。農地課長が矢面に対応してきた経緯があり、本日も農地課長が説明をいただきました。

しかし、現実は今説明があったとおり、作付の段階に入っております。作物の作付段階に入れば、本来ならば農業振興対策なり、園芸作物生産振興は、産業振興課でやるべきというふうに考えております。

今後、事務分掌に従って担当課が責任を持って積極的に活動することを提案しますが、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、川南町の基幹産業である農業であります。広大な土地があるわけですから、水もそれをいいつつあるわけですから、議員が言われるとおりのしっかりとした柱を持ってこれから取り組んでいきたいと考えております。

○議員（中津 克司君） 今までの畑かん、水を活用した畑作営農の維持は、関係機関の役割分担を見ても、普及センターが中心に働いてきたと思います。普及センターにも行ってお話を伺ってきました。尾鈴畑かんの地元当事者として関係者の協力を仰ぎ、川南の大地に絵を描くぐらいの大きな構想を担当課で持っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 中津議員の御質問にお答えしたいと思います。

本当にありがたい意見だなと思っております。先ほどから申しましておりますように、新たな高収益作物等の推進等を担当課あげて頑張りたいと思います。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 課長の力強い言葉聞いたわけですけども、町長、その担当者任せにしないで、私、最初壇上で質問しましたが、プロジェクトの立ち上げ、これについては答弁頂いてないわけですけども、やっぱりみんなで悩みを共有しながら前に進めていくということになれば、普及所あたりも協力いただきながらプロジェクトを立ち上げて、やっぱり水利用、水活用、儲かる農家づくりを推進していかないかんというふうに思いますが、プ

プロジェクトの立ち上げについては、町長、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） まさしくそのとおりだと思います。先ほどはキウイに関しての話をしたのですが、それだけではなく、しっかりといろいろな品目も含めてプロジェクトというのは必要であると考えております。

○議員（中津 克司君） 必要であるという言葉を受けましたが、プロジェクトを立ち上げるというふうに理解してよろしいですね。はい。お願いします。

では次ですけれども、尾鈴土地改良区の職員は3名、今、尾鈴土地改良区に行って話を伺いましたけれども、3名のようにすけれども、維持管理なり運営は3名で可能なのかお伺いします。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

運営のほうは3名で足りているかということなんですけど、私どもは土地改良区ではありませんので、具体的などころまでは申し上げられないんですけど、県内のほかの土地改良区と比較をしておきますと、県内に畑かんをやっている大規模土地改良区のほうが一ツ瀬川土地改良区、大淀川左岸土地改良区、大淀川右岸土地改良区、都城盆地土地改良区、西諸土地改良区のほうがあります。こちら比較する5団体に、正職員のほうが平均すると5名いらっしゃいます。そのほかに嘱託・パート併せて3.2人、合計で人員体制平均すると8.2人体制で行われております。

一方、尾鈴土地改良区、土地改良区連合なんですけど、こちらのほうが正職員のほうが3名、パート1名の4人体制でやっており、比較すると約半分の人員体制でやるところです。これまではまだ県営事業やってる途中で、全部出来上がってない状況だったんですけど、令和7年度完了予定ということで、大分パイプラインのほうも出来上がってきて、管理の業務が増えてきているような状況です。なかなか現状の体制では管理も厳しいんじゃないかなというふうに思えるような状況です。

以上です。

○議員（中津 克司君） その土地改良区の件について伺いますけれども、もう壇上でも伺いましたけれども、ランニングコスト、町の持ち出しのランニングコスト、維持管理費、運転資金はどのようなものなのか。そして今後、どう出費もかさむのなら維持管理をしていく考えなのかお伺いします。これ答弁頂いておりませんので、よろしくをお願いします。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

町のランニングコスト、費用がどういうことかということなんですけど、令和3年度を例に取りますと、まず国営造成施設管理体制整備促進事業ということで、国営施設を管理する尾鈴土地改良連合のほうに補助金を出しております。こちらのほうが川南町の負担が令和3年度1,014千円になっております。

それから、令和3年度予定でいきますと、あと基幹水利施設管理事業、こちらのほうが川南町のほうが4,420千円支出する予定になっております。

それからもう一つが、まだ改良区営事業実施中で、全ての受益が出来上がっていないような状況なんですけど、運営補助金として令和3年度8,870千円支出しております。このトータルのコストでいくと年間に14,304千円支出の予定というふうにはなっております。ただ、このコスト、令和3年を例にということで申し上げましたけど、毎年様々、いろんな改修等を発生した場合は金額が動くような状況にはなっております。

以上です。

○議員（中津 克司君） ここで大切なのが、経常賦課金が出てこようというふうに思いますが、経常賦課金については、作物10アール当たりにもどのような差を設けておられるのかお伺いします。ハウス等いろいろ説明があったわけですが、経常賦課金、作物ごとにもお願いします。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

尾鈴土地改良区におきます経常賦課金ですけど、調べましたところ10アール当たり普通畑のほうは2,200円、ハウスのほうは10アール当たり20,000円、お茶のほうは2種類あるんですけど、防霜に利用する場合は8,000円で、なしが5,000円になっております。あと果樹のほうは5,000円というふうに金額の設定がなされております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 尾鈴土地改良区関連、もう一つ伺いますけれども、事業収入で畜産用水の占める割合はどの程度なのかお伺いします。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

尾鈴土地改良区の中で畜産用水が占める割合ということですが、ちょっと具体的には何割というのはちょっと手元に資料がありませんのでお答えできないのですが、令和2年度ベースでいったときに約270万程度尾鈴土地改良区連合のほうに町の特会の収益のほうからお支払いをしております。これと比較するというと、改良区のほうは経常賦課金のほうを収益として上げているんですが、こちらのほうが現在のところ約890万円ほどとなっております。と比較するとある程度の割合、収入源になっているのではないかというふうに推測はされます。

以上です。

○議員（中津 克司君） 1月26日付でバイオマス産業都市に認定されました。説明伺ったわけですが、説明では、間伐材を燃料とする施設園芸用ハウスの加温というのがありました。先ほど畑かん利用のトレーニングハウスの答弁等あり、また3本柱の話もあったわけですが、畑かん利用ハウスとのこのハウス加温、マッチング、そこ辺は考えられていないのか。具体的に地域資源循環型のまちづくりを進めるチャンスだと思いますが、いかがでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

バイオマス産業都市構想の、構想の中に、今言われた園芸用ハウスの加温に使用する暖房

器具、それに木材を利用するということが構想で検討するようになっております。したがって、今後、今言われたハウスの加温については検討していく予定にしております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 尾鈴畑かん、すばらしい施設の利用で農業生産性の向上、担い手の体質強化、高収益作物の拡大にこれは貢献できます。宝の持ち腐れにならないように、関係機関が一体となった取組を積極的に実施されることを切に願い、私の一般質問終わります。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時55分休憩

.....
午前10時05分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、蓑原敏朗君に発言を許します。

○議員（蓑原 敏朗君） さきに通告いたしました質問要旨通告に基づき質問させていただきます。

まず、本町の地方交付税の動きを中心にお尋ねいたします。

地方交付税とは今さらながらとお思いでしょうが、地方交付税の意義、仕組みについて少し触れさせていただきます。

私たちの日常生活に関わる行政サービスの大部分は国から直接ではなく、県や市町村、いわゆる地方自治体が担っています。そのための財源、費用はそれぞれの自治体で税収等の形で確保できるのがふさわしいのですが、現実には企業や人口は都会に多く偏在しており、地方の自治体では財源が十分に得られません。そのため、国内どこに住んでいてもどの自治体でも一定基準のサービスを受けられるようにするために、法律に基づき、国が集めた財源の中から、地方に配分されているのが地方交付税だと認識しています。ただ残念なことには、地方交付税、国から地方へ配分する財源額は青天井ではありません。限りがあるというわけです。地方交付税の総額は、法律によって所得税、法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額と定められています。どういうことかと申しますと、国から地方へ配分される交付税総額は、景気などで年によって国の税収により変動するという事です。かつては地方に交付する以上の財源が国にあり、賛否はいろいろありましたが、バブル経済を象徴する事業ともいえる国の政策事業、ふるさと創生事業1億円の交付も財源が豊富故の事業だったといえます。今は逆に地方自治体からの要望に国は応えきれずに、臨時財政対策債名目で地方に借金して肩代わりを強いているような状況ではないでしょうか。この地方交付税は、普通交付税と特別交付税2種類がありますが、自治体間の不平等をなくするという趣旨が普通交付税です。普通交付税は画一的な数値、基準をもとに算定されます。一方、特

別地方交付税は、交付税全体の6%ですが、普通交付税算定基準が基準では補完できない経費や災害などの臨時的な経費などで追加交付されるものです。

そこで、町長にお尋ねします。まず、地方交付税の認識、在り方、そしてこのところの本町への地方交付税が減額傾向にあると思いますが、その理由をお尋ねします。まずそのことをお伺いして、あとの質問は質問席でさせていただきます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

議員から、いろいろ地方交付税について、おっしゃったとおり、そのとおりでございます。認識としては、当然議員と一緒にございますが、地方交付税というのは、我々地方自治体が一定の水準ができるよう、国税として国が代わって徴収した税金を統一的な基準によって配分する仕組みになっております。各自治体は、基準財政需要額、それと基準財政収入額を算定し、需要額が収入額を上回る場合、要するに足りない場合は、その不足額に応じて各自治体に交付されるものであります。本町においても重要な財源の1つであります。地方交付税の減額傾向については、確かに言われる通り、本町においても、横ばい、そして若干減っているのは事実でございます。議員が言われたとおり、国の経済状況、税収の変動など、いろいろあるかと思いますが、1つに人口減少もございますので、昔よく言われたのは、人口1人当たり幾らという単純な計算で想像がつくというふうによく言われておりました。

また、もう一つの交付税の6%が特別交付税と、議員が言われたとおりでございます。いろんな状況に鑑みながら、算定をされているところでございますが、この交付税についての考えは、我々地方においては、非常に重要な財源であります。国の動向もあると思います。それから、国のほうが潤沢な財源がない現状において、はっきり言えば、後で返すから借金してくださいという臨時財政対策債というのが頻繁にというか、普通に使われております。正直言うとやっぱりそれは不安な部分はございます。しかし、後でしっかり返すという約束でありますので、我々としては、ルールに基づいてしっかり財政運営をやっていくような長期的な視点に立って考えていきたいと考えておるところでございます。

○議員（蓑原 敏朗君） 町長の認識は大体理解できますし、おおむねそうだろうと思うんですけど、あと臨時財政対策債についてはまた後で質問させていただきますけど、国の財源、地方交付税に充てる、減ってきた理由はどうお考えですか。

○財政課長（谷 講平君） 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

国の地方交付税が減ってきた理由ということでよろしいでしょうか。1つ考えられますのは、国全体の税収の減、増減あるかと思いますが、人口の減等も十分そこらあたりに関係してくるというふうには考えております。

○議員（蓑原 敏朗君） 課長がおっしゃるように、国の税収減はあるんですよ。なぜ税収が減ったのかはお考えになったことございませんか。

○財政課長（谷 講平君） 御質問にお答えします。

税収の減ということでありますが、もちろん日本全体の人口が減ってきているというのも

大きな要因だと考えています。

○議員（蓑原 敏朗君） これ、私たち地方自治体の責任ではないんですけど、町長も記憶ございますでしょうけど、小泉改革のときに、いわゆる三位一体の改革というのがあったかと思います。だから、所得税を減らして地方住民税を上げたわけですよ。それは御存じだろうと思うんですけど、そしてトータル一緒になるようにという趣旨だったんだろうと思うんですけど、もともと収入が少ない地域の所得税を減らして住民税を減らすといっても無理があったんですよ。もともと少ないところの住民税を増やすと言ったって、所得税が減った分が増えるだけで、もともと所得税そのものがなかったわけですから、地方にとっては、トータルでは国の考えでは大体一緒じゃないかということだったんでしょうけど、多くの自治体では、トータルではマイナスになってしまったわけです。

そして国は所得税を住民税を増やしたことによって当然国の税収は減ってきます。おまけに、30年代、国の法人税率というのはぐんと下がってきております。かつては40%を超えていたものが今23.4%ぐらいです。国は当然税収が減ってきます。私が何が言いたいかというのは、地方交付税制度を実現するため、町長もぜひこの制度を、町長先ほどおっしゃいました基準財政需要額が基本財政収入額を下回る場合は、当然国は補填しなくちゃいけないというふうになっているわけですよ。ぜひこの地方交付税制度の充実は町長、町長1人の力ではどうにもならないんでしょうけど、ぜひ国に訴えていただきたいと思うわけです。いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 我々地方自治体、我々というか、地方自治体は全て税金を原資として財源として行っているわけがございます。議員が本当に言われるとおりの都市と地方においては、最初から非常に我々としては苦しい状況にあるのは事実であります。三位一体の改革、残念ながら聞いたことがあるという程度でしか私の認識はありませんが、必要があれば、ずっと財政のことも今も担当してくれていますし、以前からやっております副町長に答弁させますけど。

○副町長（押川 義光君） 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

蓑原議員おっしゃるとおり、我々も、非常に地方交付税が減額になることを憂慮しております。ただ、この数年間、国の財政、地方財政の堅持という形で、毎年前年度同額を維持するという表現で地方の財政、予算組みのときに毎年示されます国からの文書にはそのような記載がございます。というのは、やはり国が基本的な考え方として減っているという認識を国が持っているというふうに私たちも判断しております。我々も、やはり町村会等を通じて先ほど言われましたとおり、全国、輪になってやはり地方交付税の減額を阻止する運動を展開していかなければならない。約16兆円が現在の地方交付税の全体、国の予算でございますが、その堅持、少なくとも堅持は、いただく運動をやっていく、それ以上に増やすというのが一番理想なんですけど、まずは堅持をしていくという立場で運動を展開していくべきだということふうに考えております。

以上でございます。

○議員（荻原 敏朗君） 前年度と同等という国は表現だそうですが、年々減ってきているのは事実ですから、その辺ぜひ運動を展開していただきたいと思います。これは、言わなくてもなですが、国の財源自体がちっちゃくなってきているわけですが、特別交付税、町長おっしゃいました6%特別交付税ですよね。これは、画一的な基準ではなく、地方自治体の要望なり、災害、臨時の災害とかに充てる財源になっているわけですが、ぜひここは、いわば町のプレゼンテーション能力というんですかね、が試させる部分でもあると思うんです。もっと言うなら町長の出番ではないかと思うわけです。ぜひ、政策を示されるなりして、少しでも特別交付税を持ってくるようにしていただきたい、しなくちゃいけないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 議員が言われるとおりの、ここはしっかり学んで、行動も取りながら、やっていきたいと考えております。

○議員（荻原 敏朗君） お願いします。もちろんこの行動は川南町だけではないんでしょうから、ぜひ、ほかに後れをとったりすることなく、前のほうをぜひ走っていただきたいと思います。

ちょっと、臨時財政対策債についておっしゃいましたが、町長、前と趣旨が違うかな。僕から見ればいい方向に行っているのかなと思いましたが、以前私が同様の質問したときは、可能な限り臨時財政対策債は発行していきたいというような趣旨の答弁をされたと思うんです。今日の発言では、そうじゃないなという気もするんですけど、私はやはり多世代間の例えば道路とか橋とか建物とかを後の世代も負担するという意味で、建設債を発行するうちゅうのは当然だろうと思うし、当たり前だと思うんですけど、ただ、現年度の赤字を補う意味での臨時財政対策債を発行して、後の世代が負担をするのはいかがなものかと思うんです。町長、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） この臨時対策債、要するに借金でございますから、可能な限りと申したのであれば訂正します。可能な範囲でというつもりでございました。それに関しての今後の方針としては、副町長に答弁させます。

○副町長（押川 義光君） 荻原議員の御質問に再度お答えいたします。

我々の気持ちも先ほど町長の答弁にもありましたとおり、できる限り臨財債自体もやはり借りないような財政運営をやるべきだというふうには考えておりますが、町長答弁にありましたとおり、どうしてもやっぱり必要な部分というのは、後年度100%交付税措置されるということがありますので、最小限の範囲内でやはり借りて財政運営を行うということはやっている現状ではございますが、今回の補正予算でも上げていますとおり、国の予算もつきましたので、その分で臨財債を借りないという方向では措置しているところでございます。

以上でございます。

○議員（荻原 敏朗君） 今運営できないから、後の方たちが負担するという意味で臨時

財政対策債を借りるっちゅうのはどうなんでしょうか。後年度措置についてはまた後で質問いたします。100%後年度措置されるとおっしゃいましたが、果たしてそうなんでしょうか。

○財政課長（谷 講平君） 後年度措置につきましては、償還金相当額について地方交付税で100%措置される仕組みにはなっております。国のほうも補償をしますということで、私たち地方自治体は、それに基づいて、ルールに基づいて進めています。

○議員（荻原 敏朗君） これ私が言ってるわけではないですよ。これ、総務省の資料です。総務省の自治財政局地方債課から出ている資料です。その中で、地方債の元利償還金に対する交付税措置の考え方ということで、地方団体の負担意識を薄める仕組みを縮小というふうに書いております。これまで順次、廃止・縮減を行ってきたが、さらにやりますよというふうに書いてあります。ここで、平成27年3月の大臣の答弁があります。ちょっと長くなりますけど、読んでみます。

例えば地方債の元利償還金、これに対して交付税措置をする、モラルハザードを起こすんじゃないかと言われております。これまでも、これは順次廃止、縮減を行ってまいりました。今例えば元利償還金に対して交付税措置をやっている建設債については、そういう扱いをしているのは、防災減災対策、国民の生命、安全に関わるもの、それから全国的に見て財政需要が大きく偏在しているもの、例えば整備新幹線など、こういったものに絞り込んで、あと国と地方を挙げて取り組むべき喫緊の政策課題に対するものはやりますよ。

というふうに、あとは順次廃止しますよというふうに国は答えているわけです。繰り返します。私が言っているんじゃないんです。国の資料なんです。だから、国が言うように100%見られているんだったら、各自治体の交付税額はどんどん増えなくちゃいけないですよ。町長、副町長もおっしゃいましたように、国の税収によって左右されますその年度の交付税は。私も経験ありますが、あの県は見てくれると言ったけどどうなっていますかと言ったら、見ていますだけで、じゃあ、どれだけ見ているのかっちゅうのは答えてくれません。補助金の大きな違いは、あと後年度措置というのは、そのときは、例えば30%の補助率であれば、1億かかれば3,000万円というような、もう事前にわかるわけです。だからある意味後年度措置というのは空手形に終わる可能性もなきにしもあらずと。私の記憶では、一番身近では、夕張市が頭の中にあるんですけど、破綻したわけですけど、夕張市は御存じのように炭鉱の町だったわけですけど、炭鉱から観光へということで、いろんな施設を、スキー場造ったり、いろいろ起債事業でやったわけです。これは国県もちゃんとあとで措置しますよということで、やったわけですけど、夕張市の思惑どおりにいかなかったと。もちろん夕張市の責任は大きいわけですけど、それを見過ごしてきた国や北海道及び夕張市の市議会も私は責任があるんじゃないかと思うんですけど、このような後年度措置については大きなリスクも伴うと思うんですけど、副町長も、学校問題のときの建設について、どなたか同僚議員が

財源について質問されたときに、これは後年度措置されるから大丈夫ですという御発言をされたかと思うんですけど、これは、後で返ってきますよという趣旨で発言されたんでしょうか。

○副町長（押川 義光君） 荻原議員の御質問にお答えいたします。

先ほどから、いろいろ方針等について御質問でございますが、この川南町の今まで、平成20年からちょっと私もいろいろタッチしてまいりましたが、脈々と流れている基本的な考え方は、後年度に措置されるものを優先して財政運営やってきたというのが基本だろうと思います。当然、橋とか、建設関係のもの、先ほどから言われるとおり、後年度にいろいろ起債をしても後年度負担があります。国からの交付税に措置がありますよというのを優先してやってきたというのは川南町の脈々と流れる財政運営の仕方であったかというふうに思っております。ただ、議員おっしゃるとおり、我々も、後年度にツケを回す、後の世代にツケを回すことをよしとしたわけではないというのが現状でもあります。そういうことから、国の恐らく方向転換が若干されようとしつつあるのかなと思ったのが今年度の今回補正に上げているような交付税措置されたら、臨時財政対策債をその分発行しなくてよいというようなことになったことであります。

平成20年程度に、私が今記憶している中では、80億程度あった起債が現在は60億程度になってきたと。20億程度減になり、基金としてもかなり積み上がって、恐らく令和4年3月末現在では、45億程度になるというふうに考えております。その差が15億程度になってまいりましたので、これからの財政見込みも立てた中では、先ほど、以前の答弁で、学校債の関係がありましたけれども、財源的には何とかなるというような思いで答弁した。ただ、教育債についても、先ほど言われたとおり、後年度に地方交付税の措置があるということが国から示されておりますので、後年度措置がありますよというような意味で答弁をしたところでございます。

以上でございます。

○議員（荻原 敏朗君） 後年度措置というのは疑いもない事実です。ただ、幾ら措置される、返ってくるかちゅうのは全く闇の中の話です。私も経験的にいえば、後年度措置はされているんですか、してます。ただそれだけです。だから、この分が幾ら返ってきたというのはよくわかりません。闇の中の世界です。おまけに、国のほうは、これは明確にこの中に書いてあるんですけど、平成14年度からだそうですけど、以前は、後年度措置は事業費に応じて措置をしていましたと。幾らかかったからこれだけ上乗せ交付税してあげますよということですけど、今は、標準事業費方式というふうで、事業やったからじゃなくて、どの自治体もやらなかった自治体もこのくらいのやったことに仮定して上乗せしましょうよという標準事業費方式に移行していますと書いてあります。だから、いかにもどういう趣旨でおっしゃったかはおっしゃいませんでしたけど、全額返ってくるというような考えでおるとえらい目に遭うと、それこそ夕張みたいなことになってしまうということだけは申し上げておか

なくちゃいけないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○副町長（押川 義光君） 蓑原議員の御質問に再度お答えいたします。

蓑原議員がおっしゃるとおり、我々も、先ほどから平成20年の話をしましたけれども、そういうふうには健全な財政を目指して頑張っているという状況でございます。言われたとおり、当然、交付税の算定方式については、中に含んでいますよという言い方でいろいろ国がそういう言い方をします。県もそういう言い方をします。具体的にじゃあ幾らですかって私も聞いたことがございますけれども、具体的には算定の中に入っているというだけで、明確な答えが返ってこないのも事実でございますが、少なくとも我々は、その国県の指導に基づいて財政運営をしていく、その中でも、無駄を省きながら、きちんとした財政運営をした結果が先ほど申したような起債と現状の基金との状況だというふうに私たちは判断しております。それを目安に、できるだけやはり起債をせずに、トントンになる、むしろ基金のほうが多いという状態を目指したいと考えているところでございますが、なかなかそういう状況にない部分もございます。これからもやはり健全な財政運営を目指して努力したいと考えておりますので、御指導いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） 指導ということ、私は指導はようしませんけど、ただ、国のほうは、後年度措置というのはそういった意味に方向転換していると。だから、後で以前私も起債する場合はより有利なものというふうにやってきたのは事実ですし、そういう考えでおったわけですけど、ただ、今はそういった方向には行っていないということで、これは、用心なくちゃいけないと、夕張みたいなことになりかねませんよという警鐘を鳴らしているわけです。そして、学校とか、橋とか、建物を造る場合は、私は、当然起債でやるべきだと思っております。後の方たちも負担するのが当たり前だと思っております。後年度の利益を受ける方たちもそれは当然だと思いますし、むしろ起債をすべきだと思っているわけです。ちょっと基金のことをおっしゃいますけど、国のほうは、私が聞いた情報では、基金がある自治体は、裕福な自治体っちゃう判断もするようですから、あながち家庭でいえば貯金だけするのがいいことかということこれは難しい時代になったなと思っておりますけど、その辺は、有効にやっていただきたいと思うわけです。このことばかりにかかっているわけにはいきませんので、財政運営には副町長も常に気を配っていかなくちゃいけないと御発言ありましたけど、これは国が言っているわけじゃなくて、学者が言っているわけですけど、まさかそういうことにはならないと思っておりますけど、国の今1,000兆を超える借金があると言われてますよね。この破綻要因は地方交付税にあるんですよという学者もおるくらいです。まさか地方交付税が廃止ということにはなるとは思いませんけど、これを廃止しなくちゃいけないという学者もいますので、ぜひ、財政運営や地方交付税制度や地方債の取扱いについては、今以上に細心の注意を払っていただきたいと思っております。何かあれば町長。

○町長（日高 昭彦君） 財政については、長期的に健全に運営するのを目指して、細心

の注意を払いながらやっているところでございます。今後もやっていきたいと思っております。

○議員（蓑原 敏朗君） ぜひお願いしたいと思います。

次に、耕種農業のことについて質問させていただきます。

農業、とりわけ耕種農業、耕すほうの農業についてお尋ねします。川南町の人口はついに、残念ですけど、大台の1万5,000人を昨年割ってしまいました。人口は、先ほど来申し上げました地方交付税の算定する上で算定基礎となる基準財政需要額の算定基礎ファクターでも、面積と同様に大きなウェイトを占めるわけです。過去にも人口減について質問いたしましたが、何度か質問しておりますが、私の質問に町長は学業や一旗上げるために都会に出られる方が多いというような趣旨の答弁をされました。私もそのような方がいらっしゃることは否定はいたしません、一方では、この住み慣れて緑豊かな愛する川南を自分の意に反して生活のために出ていくという判断される方もいらっしゃるのも事実です。町長も人口減は何とか止める努力を常にされているんだろうと思います。人口減は何とか理想は止めることですが、スピードを緩めるとか、もっとしたいものだと思っております。本町人口減少には、いろいろ原因はあるかと思えます。単純に1つだけじゃないと思えますけど、私が考えるに、その大きな要因の一つは、農業、特に耕種、耕す部門の農業の苦戦があるのではないかと考えています。

先ほど同僚議員が畑かんのこと質問いたしましたけど、さきの12月の同僚議員の野菜価格の安値の質問で、町長は、農家が自分で生産物の価格が決められないのが農業のマイナス要因の旨言われまして、私も全くそのとおりだと思います。全く的を射た発言だと思います。そんなこともあるんでしょうか、国は、畜産についてはいろんな助成制度が今までも設けられていたんですが、耕種農業についても最近では、生産安定のためだろうと思えますけど、価格安定制度や収入保険制度を設けております。本町では、どのくらいの方が制度適用を受けているか、あるいは保険制度に加入されているのか、わかっておられれば教えてください。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの蓑原議員の御質問にお答えしたいと思います。

令和3年度の収入保険の引受け件数につきまして、川南町では、加入実績が91件となっております。

以上でございます。

価格安定対策については、個人ではなかなか入ることができないもので、JAとか経済連を通じて、指定市場に計画出荷された野菜が対象となります。本町では、キュウリ、トマト、あとカボチャ、ニラ、里芋等が価格安定の対象にはなっておるんですが、何名の方が対象になったかというのは、私たちでは把握しておりません。

以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） 価格安定は非常に町長もおっしゃいましたけど、大切なことだ

と思うんです。この尾鈴農協が合併して40周年の記念誌に町長も祝辞を寄せていらっしゃるんですけど、その中で、耕種部門の検討をたたえられて、祝辞を寄せられていますけど、この価格安定対策に対して町は現在何か対策を講じていらっしゃるのでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 現在は、町のほうから価格安定に対して何かをしているということはありません。

以上でございます。

○議員（荻原 敏朗君） 組合員の減少をちょっと先ほど申しましたけど、農協の組合員も、これにも入っておりますけど、減ってきております。町として、どの業種の農業がどのくらい減ったとか、そんなのは把握していらっしゃいますか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 荻原議員の御質問に再度お答えしたいと思います。

どの業種の農家が減ってきているかという御質問ですが、2000年から2020年度の農林業センサスの数字をちょっと調べてみました。それを見ますと、農家戸数で減っているのは、例えばニンジンとか里芋、芋類、そういったものが減ってきております。ただし、トマトとか施設園芸については減っていない、あまり変化がないというのが現状のようでございます。

以上でございます。

○議員（荻原 敏朗君） 今お聞きして、ああなるほどなと思いましたが、確かに、里芋なんかは、物すごい川南は盛んだったんです、かつては。今は本当、たしか1、2件しかないというふうに聞いたこともあります。先ほど同僚議員が高収益作物の話をしましたけど、早急にやっつかんと、キウイの話もされましたけど、水利用するためにキウイをやるんじゃないでなくて、農家がもうかるためにキウイをといた方がいいんですけど、じゃないと順序が違う、目的が違ってきますので、その辺は注意していただきたいと思います。12月の議会で私、アスパラのことをちょっと申し上げましたら、数日前の新聞にアスパラのこと載ってましたのでああと思いましたが、アスパラというのはもともと寒いところの作物らしいんですけど、今は、じゃなくて、九州でも、例えば福岡とか熊本とかは、農協単位とかでやっているところがあるようです。これをやりなさいという意味じゃなくて、いろいろ研究を重ねられて、高収益作物については、ぜひ早めに、農家がつぶれて減っていく前にやっていただきたいと思います。

県が第8次宮崎県農業農村振興計画というのを出しております。これ、県にもらってきた資料ですが、町長も見られたと思いますけど、その中で、アグリフードチェーンの確立というのを上げております。去年の12月に生産流通販売の司令塔会議と銘打って開催しておりますけど、どんな内容なのか、川南町でどんな影響、どんな変化があるのかお聞かせください。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。アグリフードチェーンの会議によって何か変化があったということの御質問（発言する者あり）ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

直接的にすぐ影響が今あっているのかということは、ちょっと私も把握しておりません。

ただし、今言われるようにアグリフードチェーンというのが生産、流通、販売ということの考え方ということで、一応生産については、本町においては、今後スマート農業の導入による省力化であるとか、高品質化等を目指していきたいというふうに考えております。

流通に関しても、先日、県のほうが取りまとめをした会議がございました。宮崎農の物流DX推進協議会というものがございまして、オンラインでしたけど、私も参加いたしました。その中で、今後、ドライバーの高齢化であったり、物流コストの上昇というのが問題であるということと言われておりましたが、川南町単体で物流に対して何か対策ができるかということ、非常にまだ難しいのかなというふうに感じたところでございました。また、販売に関しては、数年前から、全国規模の展示会等にも参加をしております。来年度のことにもなりますけど、今後は、個々の農家が自分の商品を売っていきけるような例えばパッケージのデザインに対する補助とか、そういったことも考えておる状況です。

以上でございます。

○議員（荻原 敏朗君） 個々の農家でできることがあれば、できればいいんですけど、できない部分もあると思うんです。その辺は行政なり、農協なり、団体が一緒になってやってあげないとなかなか厳しいと思うんです。ちょっとスマート農業のことをおっしゃいましたけど、テレビでピーマンの摘み取りがちょっと出ていましたけど、その導入費用はどのくらいかかるんでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

ちょっとはっきりしたことは言えませんが、以前、宮崎日日新聞の記事で拝見しましたところ、リース料が150万円のあとピーマン収穫の1割、機械が収穫したピーマンの販売額の1割が費用だったかと思っております。

以上でございます。

○議員（荻原 敏朗君） スマート農業、いいことなんでしょうけど、導入するには、かなり一定の規模面積とか、デジタル技術知識とか必要で、現実的になかなか厳しいと、私、千葉の佐倉で一遍自走式のトラクターを拝見する機会がありました。そのとき値段を聞いたら、今は数億とおっしゃいました。とても普通の農家では入れられません。将来は下がっていくかもわかりませんが、スマート農業を研究するのもいいんですけど、今は価格安定させて、農業版SDGsというんですか、農家が再生産可能な価格でものを販売できるようなことに御尽力いただきたいと思うんです。そして、価格安定制度についても、もしいいと思われるのなら、産業推進課だけでなく、税務課なりいろんな課と協力して、これ青色が条件になりますので、ぜひ推進していただきたいと前にも言ったんですけど、お聞かせ願います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今、荻原議員が言われたのは、収入保険のことでよかったですね。収入保険に関しては、来年度の事業で加入を推進するための補助を考えております。青色申告等の推進についてもなんですが、現在、認定農業者になるために農業経営改善計画というものを農家に作成して

いただいております。5年ごとに計画を策定するものなのですが、その中で、白色申告の方は、青色申告をするようにというふうには計画をつくるようにしておりますので、そういったことも推進はしております。

以上でございます。

○議員（養原 敏朗君） 農家のために有効なら、ぜひ、いつも言いますけど、K P I、K G Iを示しながら、数値目標、中間目標を示しながら、ぜひやっていただきたいと思うんです。そして農家にとっても経営の内容を把握することにつながるといいますので、無駄やいろんなことにも、ぜひ経営上有効になると思うんです。今、戦争も起こっております、原油価格は上昇しておりますが、さらに上昇するような気配です。その中で、深夜のネット番組見ていましたら、与党の議員の方がこれで第1次産業ぐらいしか影響を受けませんよねとか、安易に言っていましたけど、私はむかつきましたけど、第1次産業は本当影響を受けるといいます。ぜひ町長は、今までのキャリアなりを、川南町のポテンシャルを引き出されるよう、先頭に立ってやっていただきたいと思うんです。町長、所信表明で申されましたけど、3期目も最後の1年で、ぜひ、農家の収入を上げることが人口減抑制にもつながると私は信じております。ぜひ、経済学で下部構造という言い方を経済活動言いますけど、下部構造が上部構造を規定するんだよという言い方です。法律や文化やいろんな活動を行うためにも、下部構造をしっかりしなくてはだめですよという意味ですけど、ぜひ、下部構造の構築、特に川南町においては、農業の構築、農業の発展が商店街の発展等につながる部分は多いと思うんです。ぜひ、町長の3期目の最後の1年です。頑張ってくださいと思います。何かあればお伺いして私の一般質問を終わらせていただきます。

○町長（日高 昭彦君） 人口減少に関しては、本当に様々な要因はあるかと思えます。しかし、大事なものは、私の仕事は何かというのは、やはり川南町の能力を最大限生かす、そして、先頭に立って私は動くという決意は常に変わらないつもりでありますし、今後もそうしていきたいと思っております。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時57分休憩

.....
午前11時07分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、川上昇君に発言を許します。

○議員（川上 昇君） 質問通告に従い、県警交番、駐在所の廃止、U I J ターンの支援策並びに町政運営方針の3点について伺いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、県警交番、駐在所の廃止についてお尋ねします。

御承知のとおり、本年1月21日付の宮崎日日新聞に、宮崎県警は4月から県内の14交番、

駐在所を廃止する、との記事が掲載されていました。それによりますと、人口減少などを踏まえ、計画されている県内の交番、駐在所の大規模再編について、1月20日に14施設を廃止し、4月から近隣の11施設に統合することを明らかにしたとのことでした。廃止される交番、駐在所を初めて公表し、今後、県公安委員会の規則改定を経て、正式に決定するとの記事であります。

全国の交番で相次ぐ警察官襲撃事件や、人口減少などを踏まえ、県警は昨年、来年度から5年間で統廃合する基本方針を公表、拠点交番に人員を集約することで単独勤務を解消し、複数人による24時間の勤務体制を整えることで、夜間警戒力などが高まるとしたものであります。

さらに、県警警務課によると、県内では、現在、交番が60、駐在所が106ある。これまで地域住民への説明会を開き、理解が得られたとして、今回の14施設の廃止を決定したとしています。

また、本町としても、去る2月11日付のお知らせかわみなみにこのことが紹介され、4月から川南交番がパトロールや巡回連絡、落とし物、各種相談などを引き続きますと極めて簡潔な記事が掲載されていました。

廃止される14施設のうち、2施設は高鍋警察署管内、しかも、その2施設とも川南町内の塩付駐在所と十文字駐在所であります。私は非常に残念な思いであります。

そこでお尋ねしますが、先ほども申しましたとおり、今回の統廃合については、地域住民へ説明会を開き、その地域住民に理解が得られたとしていますので、当然、川南町に対しても事前にこの構想について説明に来ているはずですが、町がこの配置の情報を認識したのは、いつでしょうか。お尋ねします。

次に、UIJターンの支援策についてお尋ねします。

現在、川南町で行っている定住・移住支援制度については、町のホームページに分かりやすく、ステップに合わせた移住支援ということでまとめられているので、参照したいと思っております。

端的に申し上げます、まず、生活体験や住居探しを対象とするとお試し滞在助成金があります。これに関係して、1日当たり500円で最長14日間利用できるお試し滞在施設も準備されています。

また、県外から当町に移住した方への支援で県外からの移住者支援助成金、さらには、当町で働く方への支援で町内雇用者等生活支援助成、このほか、結婚を機に当町に移住した方への支援で新婚家庭家賃助成並びに持ち家を購入建設された方への支援で持ち家取得助成、その他、不妊治療等の助成や保育料、医療費の助成に対しての拡充とした子育て応援も制度化されております。

おおむねこういった支援体制かと思いますが、通告しておりますように、支援策の現状と運用状況について、有効に利用されているかも含めてお聞かせください。その他の質問につ

いては、質問者席で行いますので、よろしく願いいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの川上議員の質問にお答えをさせていただきます。

交番に関しては、住民の安全を守るということで、すいません、交番というか、警察、非常に我々も密着した関係でございますし、様々な問題を抱えているかと思えます。

詳しいことは担当のほうに答弁させますが、昨年、今年度の4月に来られたのは事実でございます。それから、U I Jターンについても、具体的は方法、方策等についても御質問がありましたし、しっかりとPRできているかということでございますが、それも含めて、同じまちづくり課長でございますが、答弁させます。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの町が廃止の情報認識したのは、いつかという御質問なんですけれども、令和3年4月26日に高鍋警察署の職員が来庁され、塩付駐在所、十文字駐在所を川南支署に統合する方針であるという説明を受けたところで認識をしたところでございます。

以上です。

U I Jターンの支援策につきましてですが、3年に1度、事業の確認を行って、見直しを行いながらやっております、移住・定住対策としては、十分、機能しているのではないかと考えております。

以上です。

○議員（川上 昇君） まず、県警の交番と駐在所の廃止なんですけど、先ほどお伺いしましたけれども、4月、今年度の4月ということは、約11か月ぐらい前になるわけですね。冒頭申し上げたように、おおむね住民の皆様方の理解を得られたということなんですけど、その廃止の理由が問題といえば問題なんですけれども。

先ほど宮日新聞の記事を紹介しました。ただ、私が思うに、県警発表の理由は、これは表向きの理由だと私は思っています。当然、町に対して事前に協議、あるいは相談があったと思います。一方的にこうしたいということだったかどうか分かりませんが、おおむね協議したいということもあったのではないかなと思うんですが。具体的に、どのような理由をもってその廃止の計画の告知に来られたのか、お聞かせください。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 4月に来られたときには、もう統合する方針であるという説明を受けました。理由としましては、事件、事故、現場への多数の臨場、臨場といいますが、多数でそこに向かうということで、現場執行力の向上を交番等の管轄に縛られない事件、事故対応と、機動力の向上と、警察署パトカー人員の充実による機動力の向上と、最後に、これが本当の理由かと思うんですが、交番等襲撃事案の対処能力を強化したいということ強く言われたところを認識しております。

以上です。

○議員（川上 昇君） おおむね宮日新聞に書かれていた理由かなというふうに思うんですが。宮崎県警の警察官は、約40年前は、たしか1,700名ぐらいだったと思います。現在は、

ちょうど2,000名ぐらいと、千九百九十何名だったかと思うんですが、約2,000名ぐらいです。これは私の認識なんです。これまで、特にこの15年くらい、女性警察官を徐々に増やしながら、増員をしてきたというふうに認識しております。警察官そのものは減少していないというふうに思っております。人口は減ったかと思うんですが、警察官そのものはおおむね増員の傾向だというふうに思っているところです。

新聞では、拠点交番に人員、先ほども言われましたけれども、拠点交番に人員を集約することで単独勤務を解消し、複数人による24時間の勤務体制を整えることで夜間警戒力などが高まるというような理由でありました。

いずれ私は、どうしてもその人員集約を優先する、そういった改編、組織改編が私だけかもしれませんけれども、どうもね、あの時代から逆行しているといいますか、腑に落ちないんですけどね。これこの件は、川南町としては、届に、届じゃなくて、報告に来られたと。もうそのまんま了承したところなんではないでしょうか、伺います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 今議員がおっしゃられることを十分理解できる場所なんですけれども、説明に来られたときにもう統合する方針であるということと、先ほど議員がおっしゃいました警察官自体は増員されているんじゃないかということなんですけれども、犯罪が煩雑化して、巧妙化して、また異常化しているような状況を考えますと、集中して配置して、警察官の安全も確保することには理解をしたところでございます。

以上です。

○議員（川上 昇君） こういう県警のことですからね、宮崎県のことですから、この場で質問するのもいかなことかとは思っていたんですが、ただ、どうしてもやはり町のほうにも説明に来られるということはもう当然でしょうから、町はどういった対応を取られたのかなということを改めてお聞きしたいなと思って質問したところなんですけれども。

高鍋警察署は、御承知のとおり、東児湯5町を管轄しております。拠点というのか、出先機関ですけれども、現に都農町は都農交番、川南町には、川南交番と塩付駐在所、それから十字駐在所で、高鍋町には、本署と高鍋交番もあります。木城町には、木城駐在所、こちらは駐在所、さらに新富町については、新富交番、そして上新田の駐在所と新田駐在所、新田と上新田の駐在所があります。これ皆さん御存じのとおりであります。この中から4月に、先ほど申し上げましたけれども、4月に川南町内の2つの駐在所だけが廃止されということになったわけですね。川南町民として非常に寂しい限りなんです。このことについて、納得せざるを得なかったというのも分からなくはないです。私も分からなくはないですが、ただ、町としては、やはり何かを主張され、あるいは何かを要望したということはあるだろうと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。もしよろしかったら、町長、これお願いします。

○町長（日高 昭彦君） 警察のことですから、やはり住民の安全という面においては、我々も非常に、ある意味、頼りにしているし、なくてはならないものであると思っております。

す。警察のほうは住民の説明やりたいということでしたので、公民館長会に行っていました。公民館長に説明をしていただきました。そこで、特に話が出なかったというふうにも聞いておりますが、我々が望むのは、その安全は確保できるんですかと、それは強く要望しました。それと安全を確保というのは巡回、そういう見回りというんですかね、そういうのができるのであれば受けますが、それができないのであれば考え直してもらえませんか。だから、決定とは言われましたけど、私も住民の安全は一番に考えたいというふうな要望はさせていただきました。

○議員（川上 昇君） 今町長おっしゃったとおりだと私も思います。ただあの、警戒、警察力についてはそうだと思います。それ町民に対する説明というのが、公民館長会議、毎月やっているあの公民館長会議なんでしょうか、そちらで話されたということで、何も意見がなかったということなんですよ。ちょっともう少し具体的に教えていただけませんか。お聞きします。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 警察のほうから住民の代表の方に御説明をしたいということがありますので、6月の公民館長会議が開かれる前に、高鍋警察署からお越しいただきまして、公民館長のほうに統合する方針であるということをお話しいただきました。その際に、今町長が言われたように、防犯力の低下とかそういうのは心配ないのかとか、そういった意見は出たんですけれども、おおむね警察がその方針であればというふうな感じも、感触を私が受けたところでございます。

以上です。

○議員（川上 昇君） そうですね。どうしてもやはり県警のことですから、いや、そうじゃないということを言いたいんですけれども。公民館長会議で県警のほうから説明をしていただいたということなんですが、県警としては、公民館の館長ですから住民の代表というふうな捉え方で説明した。そして、その会議ではおおむね質問もなく、いろんな意見もなかったよということであれば、おおむね理解を頂いたというような捉え方になろうかと思うんですが、果たして、それで十分住民の皆様方に説明したというふうになるのかなというふうに思うんですが、ここはちょっとね、私もどうしても腑に落ちないということを申し上げたいと思います。

さらに質問を続けていきたいんですけどね、言うまでもなく警察の業務というのは、刑事とか警備、あるいは交通などのほか、防犯指導や非行防止などの生活安全、さらに交番業務やパトロールなどの地域の業務があるんですね。もう御存じのとおりなんです。そして、その生活安全ですとか、地域業務は、地元住民にとって最も身近であるわけですね。交番や家族共々地域で密着した活動をしている駐在所の存在、もっと言えばですね、夜間に赤灯がともっているわけですね。あの赤灯が地域の人々にどれだけの安心感と防犯抑制を与えているかという、無言の警察力があるわけです。これについては、4月からどのような体制になるかわかりませんが、赤灯がつくのか。多分、つかないんでしょうけど。そういったこ

とについては、いかがお感じですか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 先ほども申し上げたんですが、議員が心配していらっしゃることは十分認識したところなんですけれども、私も同様に感じました。ただし、先ほどから言われますとおり、県警が方針であるということで、半分は警察官の身を守ることも考えると、致し方ないのかなというところも思ったところでございます。

以上です。

○議員（川上 昇君） 当然、それはそうなりますよね。こんなこと聞いていいかどうか分かりません。新富が交番が1つと駐在所が2つあるというふうな話をさせていただきましたけど、ね、しました、先ほど。これ新富はそのまんま、1か所も廃止も何もないんですが、川南町も1つの交番と2つの駐在所だったんですけれども、駐在所が2つもなくなると。何が違うんでしょう。そういった説明はなかったんですか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 今の御質問なんですけれども、私もその件について、不思議に思いましたので、県警のほうに問い合わせましたところ、新富町については、まだちょっと複数の職員が勤務できる状態の施設が整えていないという回答は得ているところです。

以上です。

○議員（川上 昇君） 今の、ということは、今の答弁で言われますと、新富交番、交番を拠点として2つの駐在所を吸収するという、そういった物理的なハード面の体制ができてないということなんですか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 直接お話したわけではないんですが、電話で担当から問い合わせたところ、そういう回答を得たというところですよ。

以上です。

○議員（川上 昇君） 電話というか、言葉でそうだったかも分かりません。確認はされていないわけですね。その辺も、やはり、これは地域にとっては、皆さんどう思われるか分かりませんが、やはり一大事といえば大事かもしれません。その件についてですが、余談ということになるかも分かりません。

これ御覧になったかと思うんですけれどもね、先月、1週間前の月曜日です。2月28日、午後9時前、午後8時50分過ぎだったんですが、NHK宮崎のテレビのニュースで、このたびの交番、駐在所の廃止に関する報道をしておりました。それは、高千穂町の駐在所廃止で、住民から反対の声と題した特集だったんですね。高千穂警察署管内には交番が1か所と、駐在所が高千穂町に3か所、五ヶ瀬町に2か所、駐在所が、日之影町にも駐在所、こちらが3か所あるようようです。その中で、高千穂町内の河内、河内駐在所が廃止予定であるということを受けて、なくなったら大変ということで住民の皆様方が行動を起こしたということでありました。それが2月10日に住民の代表が県警察本部を訪ね、1,067名の署名とともに要望書を提出したということでありました。テレビのニュースでは、テレビでは、佐藤県警

の本部長が答弁している様子が映し出されておりました。実は、同日に、その日に県議会の一般質問で山下寿議員が、この統廃合について、この交番と駐在所の統廃合について、一般質問で質問をされております。それに答えていた映像だったかとは思いますがね。つまり、それだけ、高千穂の例をとるように、それだけ地域にとっては重大な事案なんですね。この高千穂町の住民のアクション、つまり、その要望活動に関して、町長、これどのように思われます。

○町長（日高 昭彦君） 住民の活動そのものに問われれば、やはり住民の方が起こすことが非常に大事なことであると感じておりますし、それは行政が指導できるかどうかは別として、やはり我々は、そういう声があれば、確実に届けるべきだと思っております。先ほど担当課長が申しましたけど、公民館長会のとときに説明会をしてくれという声がなかったというふうに聞いておりますので、その場で、じゃあ、いいんだというふうに理解を警察はしたのかなという、後でそれは思っております。

○議員（川上 昇君） 町としては、どうしても公民館長、住民代表には説明したんだよというような立ち位置なのかもしれません。公民館長を責めるわけにはいかない、町を責めるわけにもいかないんですが、非常に残念なことであります。

実は、東小校区では、かつては伊倉にも駐在所がありました。それと塩付駐在所があったんですね。約20年前かな、廃止されたのが。さらにここに来て、塩付と十文字の駐在所がなくなるということで、交番だけになったわけですね。非常に私も警察には何かしら頼りになると感じるもんですから、この質問をさせていただいたところです。

いずれにしても、これまでどおりにはいかないというふうに思います。地元住民を第一に、安心して暮らせるように新しい、町として何が必要なのか、何が実現できるかということの前向きに取り組まれることを希して、次の質問に移りたいと思います。

先ほどいろんな支援策についての話で、まちづくり課長から3年に1度、見直しとかいろいろやっているというような話でした。様々な支援策があるというのは、当然、私どもも存じておるわけですが、それはUターンに限ったものがないのかなというふうには思っております。

川南町の人口ビジョンによりますと、総人口は1985年、これ昭和60年ですよ。の1万8,480人を最高に推移し、2040年、今から約18年後ですか、2040年の予測数1万3,426人と比較すると5,054人、つまり、27.3%の減少が予測されております。27.3%の減少ですね。

生産年齢人口は、1985年、同じく昭和60年の1万1,479人を最高に、2040年の予測数は6,791人ということで4,688人、40.8%、40.8%減少で、この生産年齢人口も減少する傾向となっています。もう御存じのとおりです。

一方で、老年人口は、こちらはもう数はちょっと省略しますが、1980年と比べると、3,488人の差ということになっているようです。今後、老年、老年年齢人口は、当然、増加するという傾向であります。

町長が町政運営方針でおっしゃったように、大都市からのU I Jターンの受入れを積極的に行い、種々の政策連携を図りながら雇用者確保に努力することに、もちろん、私としても当然異論はございません。

ただ、このビジョンを見る限り、我が町に高等学校以上の学校がないことが弱点、学校がないということが弱点で、一旦、町外に出た若者を1人でも多く、我が町に帰ってもらうことも最重要課題と考えているんですけども、どのようにお感じか、お尋ねします。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問なんですけど、確かに、私も統計は取っておりませんが、Uターンという、いわゆる川南町にゆかりがある方が多数を占めているのは事実です。こちらにつきまして、一番U I Jターンといたしますけれども、やはりUターンのほうに力を入れながらやっていきたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○議員（川上 昇君） 町としてもそのようにお考えということを知って、少し安堵するところなんですけれども、もちろん、学生関係なんですけど、我が町にも地元に住む高校生、大学生を対象に貸付け型、給付型、この間、防災無線でもやっておりましたけれども、川南町育英会の奨学金事業、さらには高校生の保護者を対象に給付金を支給する高等学校等就学支援給付金、こちらも制度化されているようです。こちら学校関係の奨学金や奨学支援給付金は、直接、ふるさと回帰を促すものではありませんけれども、町に対する親しみとか、ノスタルジックといいます、ノスタルジーといいますか、郷愁が反映をされれば、幸いと思っております。これ現在の利用状況はいかがでしょう。お聞かせください。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの質問の高校の就学支援金なんですけれども、現在のところ、ほぼ100%に近い給付率にはなっております。ただし、一応、保護者の納税状況を条件にしておりますので、そちらで状況を満たさないという学生がいるのも事実でございます。

以上です。

○議員（川上 昇君） かつて私どもの議会の人口問題対策調査特別委員会で、鹿児島県の長島町、こちらへ先進地研修ということで行かせてもらいました。当時、同僚議員の一般質問でも、当時、取り上げましたけれども、ぶり奨学金制度について勉強するものであったんですね。ぶりは出世魚で回遊魚です。成長をして戻ってきてほしいという願いを込めて、そういうふうな名前に使ったということで、皆さん御存じのとおりなんですけれども。

さらに長島町には、高校や大学は川南町と同じくありません。学校卒業後、地元リーダーとして活躍してほしいとの願いを込めた奨学金制度なんです。もちろん今もあります。

この制度は、具体的には、金融機関からぶり奨学金ローンを借り、返済した場合には、元金相当額については、卒業後に長島町に戻って居住している期間分を利子担保額については、全期間分を、居住している期間分、そして利子相当額については、全期間分をぶり奨学金から補填するという制度なんです。

このぶり奨学金は、富山県の氷見市、こちらでも何かやっているということのようです。群馬県では、下仁田町というところがあるんですけども、ねぎとこんにゃく奨学金ということでやられているようです。全国の3市町で制度化されているようです。こういった制度について、どのようにお感じになるか、お聞かせ願います。

○町長（日高 昭彦君） 具体的なのは、担当に答弁させますが、全体的な流れとして今、議員が言われるように、どれだけの方に川南町に帰っていただくか、そのための方策として、そういう奨学金であったり、いろんな政策であったり、それは統合的に、やはりみんなで検討しながらやっていくべきだと考えております。今のアイデアも可能な分はしっかりと今後の検討材料にさせていただきたいと思えます。

○議員（川上 昇君） 先ほどまちづくり課長がちょっと言われました。実は、先ほど奨学金のお話をさせてもらいました。

ただ、保護者の納税関係の話も出たんですけども、実は、国が、平成30年度から経済的理由により進学が困難な高等学校等の生徒を対象とした返還不要の給付型奨学金制度をスタートさせているようです。詳細は、すいません、確かに全てが全て詳しく把握しておりませんが、現在では、茨城県、新潟県、岐阜県などがその制度と絡めて独自に制度化しているようです。県に。しかし、当然、制度には限りがありということであるような条件があるものですから、その要件を満たしながらも給付型奨学金を受けられない生徒が一定数発生するというようなことのように思えます。どうしてもやはり条件がありますからね。当町でも、県内高校から県内外大学へ進学、あるいは県内大学卒業生でも県外へ就職するなど、多くの貴重な、いわゆる町の財産たる人材が大学卒業後に県外へ流出している状況だと思えます。先ほど話がありましたけれども。人材確保、地元定着を図るために川南町出身の対象者が学校卒業後、川南町に笑顔で帰ってくるようなUターン支援金、Uターン支援、奨学金のような促進策はできないものかと考えています。当然、先ほどから同じようなことを言っていますが、こういった促進策、あるいは支援策については、どのようにお感じでしょうか。改めてお聞きします。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 今議員からおっしゃって頂いた件につきましては、確かに、大学に就学している間に奨学金を借りて、社会人になって返していくというところで、実際、結婚をするのに障害になるといった話も聞いたことがあります。奨学金制度につきましては、今後、教育課と育英会のほうもありますので、検討を進めながら、支援ができるかどうかを考えていきたいと思えます。

以上です。

○議員（川上 昇君） ぜひ、そういったね、人材流出を実は防いで、ゆかりのある川南町の人材を残していただきたいというふうに思います。ひとつよろしくお願います。

一方で、私のことは別にここで言わなくてもいいんですが、私、実はUターン組です。かつては、田舎は仕事がないからと若者がふるさとに帰れないなどと言われておりました。今

でも言われているかもしれません。ありますね。私は、あれだけ、全てが全てそうだとはいっていません。私は、たとえどんな仕事をしようと、そして多少迷いはあろうと、帰る気があれば、帰ってくると、帰ってきてくれると思っています。仕事がないから田舎に帰れないというのは、少し言い過ぎではないかなというふうに思っているところです。つまり、物心両面で納得の魅力あるふるさとづくり、こちらが実は寛容なんだなというふうに思っているところです。その件についてはいかがでしょうか。お聞きします。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいま議員がおっしゃっていただいたとおり、魅力あるふるさとというものがUターンに最も不可欠ではないかというのは、十分認識しているところです。そういった魅力あるまちづくりを、今後もやっていけたらと思っております。以上です。

○議員（川上 昇君） このことはエンドレスのテーマなんですけれども、あらゆる可能性を見出しながら、ぜひ検討されるよう申し上げて、次の質問に行きたいと思えます。

町政運営方針についてであります。

3月定例会の初日、町長から町政運営方針について所信を伺いました。思いをるるつづられて、町長就任3期目の最終年目を迎えたというので、改めての決意を伺ったところであります。

その中で私は、今年度の重点取組に注目いたしました。

まず、（1）の人口減少対策に関する施策であります。中には、新規事業かと思われる施策が見受けられますが、実は直結する新年度予算も同時に議案に上程されておりますのでね、ここではそういった分については質問を控えることとします。

そこで、（5）の教育の充実に関する施策についてお伺いしたいんですが、1つ目がICT機器賃借料、2つ目、中学3年生対象公営塾、3つ目に町立中学校統合整備実施計画策定業務委託、4つ目に多賀小学校プールデッキ改修工事と、この4件について、何ゆえ今年度の重点取組とするのか、できればその理由、そして具体的な内容はどのような手法なのか、お尋ねいたします。

○町長（日高 昭彦君） 教育関係について、国が今、デジタル田園都市国家構想という実現に向けて、その具体化を図るためにデジタルの自走を通じた地方活性化を推進しようということで、本町においても学校教育等その方針を受けて、本町でも積極的に推進をしようとしているところでございます。それに関しては、ソフト面、ハード面、環境の充実、いろいろあると思えます。内容に、具体的な内容については、担当の教育課、それからまちづくり課に答弁させます。

○教育長（坂本 幹夫君） まず、基本的な考え方についてお答えをいたします。

本町の教育に求められる3つの視点から述べさせていただきます。

1点目は、社会の急激な変化による将来を予測することが困難な時代だからこそ、ふるさと川南を愛し、先人から伝わる融和と開拓精神を持ち、人と絆を大切にしていこうという視点

が1点であります。

2つ目の視点として、人としての生き方や在り方の基となる豊かな情操や寛容な心、道徳心や公共の精神といった心の豊かさとともに、自らの資質や能力を磨き、夢や目標を持ってその実現に向けて挑戦し続けるしなやかさとたくましさが必要であるという視点でございます。

3つ目の視点としましては、川南町長期総合計画を具体的に補完するものとしまして、その実現のために第2次川南町教育振興基本計画、これは令和3年度から令和7年度ですけれども、これを策定しております。

この中には4つの基本目標を定めていますが、1つ目が、町民が生涯を通じて学び、教育に参画する社会づくりの推進、2つ目が、社会を生き抜く基盤と培い、未来を担う人材を育む教育の推進、3つ目が、教育を支える体制や環境の整備・充実、そして4つ目が、文化やスポーツに親しむ社会づくりの推進ということで、3つの基本、すいません、4つの基本目標を基に、15の施策を立てて具体的に推進しているところであります。

その中で、なぜその4つにしたかということですが、1つは、時代に対応した教育の充実ということで、ICT機器に力を入れるべきであろうということと、2つ目は、町立中学校の総合整備計画へ向けての取組と、3つ目に、安心安全な教育の充実ということであります。

それから、2つ目の質問でありました中学3年生の対象の公営塾でございますけれども、これにつきましては、町内中学3年生に対しまして、高校入試等に備える授業の補足的な学習として行っているものであります。

具体的には、学習塾講師が水曜日の放課後、水曜日の放課後は職員研修がありますが、水曜日の放課後に唐瀬原中学校、国光原中学校に出向きまして、放課後の学習支援として行っている学習指導でございます。教科は、英語と数学の2教科としまして、生徒が希望する科目を受講しております。公営塾との連携は、生徒にとっても、保護者にとっても参加してよかったというアンケートの結果が出ております。これが学力向上につながればと思っております。本事業は、町長部局のまちづくり課との連携を図って実施しておりますので、運営等に関しましてはまちづくり課長に答弁させますし、先ほどの具体的なICT機器の賃借料等につきましては、教育課長に答弁させます。

以上でございます。

○教育課長（山本 博君） 川上議員の御質問にお答えいたします。

ICT機器賃借料についてでございますが、現在、小中学校の各教室に電子黒板が設置されております。授業に有効に活用されておまして、この機器の賃借料ということになります。さらに、今年度はタブレット端末を導入しておりますので、そのタブレット端末とリンクさせてより有効に活用をしているところでございます。以上です。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいま質問がありました中学3年生を対象とした公

営塾なんですけれども、実は、今年度が2年度目で、来年度予算を計上させていただいていますけれども、これは3年度、3か年目となります。

これにつきましては、法的なもの、問題のクリアとか、学校という特殊な施設を使っただけの問題とか、こういった方向でやるかということで検討を重ねて、教育課と協議しながら、3年間の企画事業という位置づけで、現在、展開しているところでございます。2年目が数日前に最終の講義が終わったところでありまして、大方、来年の3年目にはちゃんと制度化されて、整うだろうというめどがついたので、それ以降につきましてはまた教育課と相談しながら、教育課のほうで予算化できればいいなというふうに考えているところです。以上です。

○議員（川上 昇君） 先ほどの質問で、まず前半、前半といいますか、1つ目で、4つの点の重点取組とする理由を伺ったところです。

実は、なぜ私がこれを聞いたかと言いますとね、そのICTの機器賃借料、あるいは中学3年生の対象の公営塾、それから中学校の統合整備実施計画については、当然、こういうのは上がってくるだろうというふうには思っていました。多賀小学校のプールデッキ改修工事というのがね、それは大事なのかもしれません。ただ、町長、町政運営方針に重点項目ということで、上がっているものですから、これは何か特別な工事、あるいは特別ないわれか何かあるんでしょうか。お尋ねします。

○教育長（坂本 幹夫君） ただいまの川上議員の御質問にお答えします。

小学校も中学校も授業の中で水泳がありますけれども、多賀小学校もそうなんですけれども、ほかの学校もプールの中もそうなんですけど、プールの外側は、プールの外側のデッキがひび割れが生じております。劣化をして。私が勤めていた学校でも子どもの親指がそこに挟まってしまってけがをしたという事例がありまして、もう早急に工事を依頼したんですけれども、なかなかすぐに工事ができなくて、そこに安全防止のじゅうたんを敷いたということもありまして、何よりも学校は安心安全でなければならないというのを一番、本当に命と関連づけて思っていますし、プールはやはりこういう命の、本当に大事になりますので、そういったものは、きちんと安心安全というところからやはりするべきだという考え方で入れさせてもらったところでございます。

○議員（川上 昇君） ただいまの多賀のこのプールの件は承知いたしました。

ちょっともう1つお聞きしたいんですが、町立中学校の統合整備、基本計画については、12月の定例会、さきの議会で可決いたしました。そこで、このたびの町立中学校統合整備実施計画策定業務委託ということで、プロセスが進んでいくんでしょう、行くものと思われま。しかし、すいません、私もちょっとどこまで把握しているか自信ありませんけれども、業務委託ということになるかと思うんですね、計画が。この策定に、この計画策定に教育委員会はどれほどの考え、あるいは思い、もっと言えば、熱量を持って取り組まれているのか、どれぐらい自分たちでつくって、こういった部分を任すのか、委託するのか、それにつ

いてちょっとお尋ねしたいなと思ひまして、お聞きします。

○教育課長（山本 博君） 川上議員の御質問にお答えいたします。

12月に基本計画を承認していただきました。令和8年度に開校ということで今、動いておりますが、スケジュール的になかなかタイトなスケジュールとなることは想定されております。ですから、これをスピーディーに進めていく必要があるというふうに考えておりますので、令和4年度でまずこの実施計画というものをしっかり固めまして、遅れることなく令和8年度開校に向けて進めるために、この実施計画は必ず必要だというふうに思っておりますので、まずここをしっかりとやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議員（川上 昇君） 当然、教育委員会としては、教育課としてもそうなんですが、いろんな思いがあることでしょうか。それは否定は、もちろんしません。ただできる限り、川南町、固有の地理、あるいは文化を礎、礎として、豊かな人材を輩出するような、いわゆる学校教育といいますかね、そういったいわゆる地元の計画を練り上げるということを祈念にしまして、ぜひ充実した計画ができますことを祈っていききたいというふうに思います。

そういうことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。午後の会議は1時10分からとします。

午前11時56分休憩

午後1時10分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 発言通告に基づいて、5点について質問をしてみたいです。

第1点は、税金滞納処分の在り方についてです。

税金滞納者に対する差押え処分、徴収職員が滞納者の留守宅に入ってテレビを押収した事例に基づいて、これまで、留守宅に入っただけの差押えが法的に認められているとはいえ、道義的に容認されるものではない、滞納者の実情に寄り添ったができなかったのか、こうした強引なやり方は改めるべきと改善を求めてまいりました。近隣の町村や県との足並みをそろえているとのこれまでの答弁ですが、滞納者の実態把握に努め、納税困難な方に配慮した対応をすると県も答えています。

償却資産税についてですが、3年前に遡って申請するように言われ、一括納税だと言われて納税したが、徴収緩和措置の説明はどのようにしていますか。納税者に向き合う町長の姿勢を伺います。

2点目、安心できる老後となっているかについてです。

コロナ感染の広がり、私たちが町民の日常の暮らしを制約し、地域経済も大きく打撃を受けています。介護保険が当初目的とした社会的入院の解消、介護の社会化、介護離職の解消

などは達成できているのでしょうか。介護保険料を払えずに2年以上滞納すると、ペナルティーとして介護サービスの利用料が1割から3割負担になります。しかし、介護保険法に基づく特別な事情があるときはペナルティーが解除されます。

介護保険制度は40歳以上の国民が保険料を負担し、介護を必要とする人に費用を給付する制度で、訪問介護やデイサービス、福祉機器レンタルなどを利用することができる自立支援や介護を行う家族の負担軽減を目的としています。私もこの制度を利用して夫の介護をしました。高齢者と家族は、この保険についての理解を深めることが大切ですが、介護保険の当初目的は達成できたのでしょうか。

介護保険料は3年ごとに見直しを行うことになっています。現在、介護保険料の区分は9段階になっています。この段階を増やして11段階のところもありますので、細分化して保険料を引き下げる考えはありませんか。制度の周知徹底はどのように行っているのかお尋ねします。

3点目、生理の貧困根絶できないかについてです。

コロナ禍で生理の貧困問題が浮き彫りになる中、県教育委員会は、全ての県立学校のトイレに無償の生理用品を配備することを発表、昨年12月から実施が始まりました。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、雇用状況が悪化する中、世帯の収入が減少している家庭の児童生徒や、アルバイトができずに生活が困窮する生徒、学生も増えています。こうした経済状況の中、節約のために、毎月生活必需品である生理用品を購入することができずに交換の回数を控えたり、トイレットペーパーを代用するなどの実態が報告されています。生理用品は、健康な生活を送るための必需品であるにも関わらず、不衛生な状態に置かれ、生理で服や椅子を汚すことが不安で登校できなくなるなど、学習権が侵害される児童生徒がいることを看過できません。

川南町でも学校や公共施設のトイレにトイレットペーパーがあるように、生理用品の設置をして、児童生徒が安心して通学でき、健康で衛生的な生活を保障し、人としての尊厳、人権の問題としてほしい。また、ジェンダー平等を実現するための取り組みとしてほしいです。

4点目、補聴器助成制度の導入を求めるについてです。

東京都内で4月から画期的な補聴器購入の助成制度が発足します。助成額が13万7,000円と、実施自治体の中では最高額となります。補聴器を長く有効に使えるようにと、調整システムも港区モデルとして取り組んでいます。

また、初めて補聴器購入助成制度が、三鷹市、人口約19万人でも10月からスタートします。18歳以上が対象で2022年度予算案にも盛り込まれました。三鷹市の制度で注目されるのは、多くの自治体が65歳以上としているのに対し、18歳以上としたことです。18歳以上になると、聴覚障害手帳を持っていないと公的な助成が受けられません。手帳がなくても医師が補聴器が必要と診断した18歳以上の方にもお役に立てればよいとのことでした。

全国的にも広がっている補聴器助成です。町での健康診断の項目に聴力検査も設けていた

だき、難聴の早期発見のために、聞こえのチェックリストの活用なども盛り込んでほしいです。介護予防の観点でも、早急な助成をお願いします。

5点目、就学助成制度は実態に合っているのかについてです。

子供たちが入学、進級する4月、うれしい反面、親にとっては頭が痛い入学や新旧に伴う多額の出費、制服の購入などの入学準備で10万円近くかかることも、そんなとき知っていて助かるのが就学援助制度です。入学準備金の支給を入学準備に間に合うよう、前倒しする自治体が急増しています。川南町では実態に合っていますか。

細かな点は質問席からいたします。

○町長（日高 昭彦君） それでは、内藤議員の質問にお答えをさせていただきます。順番にお答えさせていただきます。

まず、税金の滞納処分の在り方についてということでございます。

議員におかれては、この同じ質問を議会4回連続で質問をされたという強い思いがあることは十分理解をさせていただきます。しかし、その中で、留守宅での差押えが道義的に容認されるものではないというふうに言われました。我々にとっては、これは非常にとても悲しく、残念な表現であります。というのは、私もかつて民間人としての立場で仕事をしているときには、法に触れない範囲で、自分の考えに基づき自由な発想で幾らでも特定の思いを特定の人に提供することはできました。しかし、今は違います。我々は公務員であります。全体の奉仕者として、公共の利益のために職務に専念しなければなりません。その職務は法に基づいてしなければなりません。滞納処分は法の定めであり、行わなければならないものであります。そして、その法とは、一定の拘束性を有する社会的規範とされておりますので、法に基づく行動は道義的であります。

地方自治法の第32条に、職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないとされております。つまり、従わない場合は、処分の対象ということになります。しかし、公務員として法に基づいて、まじめに一生懸命仕事をやればやるほど、つらい思いをすることがあるのは事実であります。

ですから、議員が言われるように、滞納者の実態把握に努め、納税困難な方に配慮した対応を県と一緒に最大限やっているところであります。いきなり差押えをやっているわけではありません。

これからも可能な範囲で納税者に寄り添い、向き合っていく姿勢は変わりません。これは、税務課の職員だけでなく、法を背負っている全ての職員に共通する思いであります。

次に、介護制度のことです。

まず、この介護法が制定されて20年が経過したところであります。いろんな思いがあってこの制度ができておまして、今の、町の現状から見て、おおむね当初の目的は達成していると考えております。また、詳細については、その都度、担当課長に説明をさせます。

所得介護法を3年ごとに見直しを行うということで、細分化できないかということですが、細分化すると、所得の上の方の保険料が上がるということにつながりまして、現在のところでは、保険料を下げるという方向にはあまり影響が出ないというふうに考えております。

制度の徹底、周知はどうしているかということでございますが、20年以上たっておりますので、周知は行き届いているというつもりではあります。制度自体が大変複雑でありますので、やはり、それはその都度、それぞれの説明が非常に重要であると考えております。

3点目の生理の貧困については、後ほど教育長のほうに答弁をさせます。

4点目の補聴器の助成制度の導入、具体例を挙げられまして、何とかこちらでも、川南でもできないかということでございます。

現状としては、思いは十分伝わりますが、今、我々が行っている特定健康診査というのは国の基準に基づいておりまして、生活習慣病を発症するリスクの高い方を発見し、生活習慣の改善を支援するという目的としておりますので、聴力低下と生活習慣病の因果関係が明らかでない以上、現時点で聴力検査を追加するというのは非常に厳しいかと思っております。しかしながら、聴力とか、聞こえるとかいう、そういうことに対して、いろんな機会を与えてそういう周知をすることは非常に大事であると考えております。

5点目の就学援助制度、実態に合っていますかということでございますが、川南町でも、当然、入学前にいろいろな負担がございますので、川南町では、1月に支給をしておりますので、十分実態に合っているのではないかと判断をしているところでございます。

○教育長（坂本 幹夫君） 内藤議員の御質問、3点目でございますけれども、学校トイレ、公共施設にトイレトペーパーがあるように、生理用品設置できないかという御質問でありました。

本町では、各小中学校の保健室に、今、生理用品を常備しております。教育的配慮により、これは無償で配布しています。対象となる児童生徒が保健室まで取りに来て、現在は養護教諭が手渡しをしているところでございます。

現在、生涯学習センター1階の女子トイレには生理用品を常備しておりますが、学校におきましては、生理用品の設置につきましては、まだ未設置でございます。学校にアンケートをしたところ、衛生面の問題と、それから、人権的配慮の問題があるので、今後、検討していきたいという回答でありました。

今後は、学校トイレの生理用品の配備については、学校と連携をしながら状況を注視し、判断をしていきたいと考えているところでございます。また、児童生徒が安心して学校生活を贈ることは非常に重要なことであると考えています。各小中学校におきまして、児童生徒が生理用品が保健室に常備されており、安心して取りに来てほしいと、そういった旨の周知徹底を行っていきたいと考えています。

先ほど町長が答弁されました就学援助につきましては、入学準備金の支給時期についてで

ありましたが、先ほど答弁されましたように、入学準備金の支給は新入学児童生徒学用品等として入学準備に間に合うように1月に支給をしているところでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） ありがとうございます。1問目から質問をしてまいります。

税金滞納処分の在り方について、本当に公務員だから基本的には分かるんですけど、私はこれまで何回か、留守宅の搜索、差押えというのじゃなくて、実際にその人が、家人がいるときにしてほしい。法的には認められているということはよく分かります。だけど、本人不在ではなくて、本人が家にいるときに仕事をしてほしいと問うてきました。法に基づく仕事と言われますが、道義的に、私はやっぱり留守宅に、誰もいないときに入るというのが、仕事とはいえ、やっぱりすっと心に落ちないんです。

そのことについて苦情は寄せられていませんか。税の相談窓口は分かるところにありますか。お尋ねします。

○税務課長（大塚 祥一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたが、法律に基づく仕事は社会的規範、社会的にこうであるべきという仕事であります。よって、法令のとおりしたことが道義的に許されないというような御指摘は当たらないものと考えております。

苦情はないかということではありますが、公権力を執行する税務課では様々なお問い合わせをいただくことがあります。その都度、法令等を説明するなどの対応をしているところであります。

税の相談窓口はということではありますが、町税のことであれば、当然、税務課のほうで相談にのることができます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 職員間の連携は取れていますか。

償却資産税について伺います。この償却資産税は自主申告とのことですが、どのように町民に説明していますか。3年前に遡って申請させ、一括納入で大変だった、分割納入できるのか、納税緩和措置の説明はどのようにしているのですか。お尋ねします。

○税務課長（大塚 祥一君） 償却資産についての御質問であります。地方税法の383条の規程により、償却資産の所有者は毎年申告する義務があります。過年度に遡る課税分につきましては、申請により1年間の猶予措置というのがございます。そのような説明をしております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 法に基づいて職員は仕事をしている。ルールに基づいての仕事ですと言われますが、3年前に遡っての申請は、その3年前には見つけられなかったのでしょうか。本人の申請に基づくものなので本人の申請ミスなのではないでしょうか。公平に説明し、確認に行っているのでしょうか。お尋ねします。

○税務課長（大塚 祥一君） 今年度、償却資産の申告が正しく行われているのか調査を行ったところ、数多くの申告漏れを確認いたしました。申告義務は、償却資産の所有者にあります。そのことが徹底されておらず、結果的に多くの課税漏れが発生していました。このことにつきましては、町民の付託に十分応えることができず、申しわけなく思っております。

これまでの税行政を反省し、今年度当初からは調査を積極的に行い、課税客体の把握に力を入れております。申告漏れのある償却資産の所有者に対しては、指導を行っているところであります。この調査、指導につきましては、継続的に取り組み、適正課税に努めてまいります。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 納税の相談は、納税者の実情に沿った対応を求めて、次に移ります。

2問目、安心できる老後となっているのかについてです。老後は2,000万円必要とか言われますが、なかなかそのようにはたまりません。浪費しているわけではないのですが、悲観的にならず、前向きに残りの人生を楽しんで生きていきたいと思っています。

介護保険の使い方についてです。本人や家族が役場に相談しないと介護保険制度の窓口には行くことがないことです。それがどこにいけばいいのかわからないのが町民です。分かりやすい相談窓口をはっきりさせてください。いかがでしょうか。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

申請窓口のほうは、役場福祉課の窓口となっておりますけれども、併せて包括支援センターでも受け付けております。そうしたことを、周知のほうを図りながら事業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 制度のねらいは、家族頼みだった介護を社会全体で支える介護の社会化、その恩恵に預かる今、町内の要支援、要介護認定数は、導入時と比べ、要介護認定状況は735人ですが、毎年増える傾向ですか。お尋ねします。

○福祉課長（三角 博志君） 認定者数の御質問でございます。

その年によって多少の増減がございます。近年は700人台で推移をしているというような状況でございます。ちなみに平成31年の3月時点で申し上げますと761人ございました。それが、令和2年の3月になりますと773人、それから、令和3年3月、735人、それから、今年の令和4年の1月、これは749人というふうになっております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 特養ホームの待機者は現時点で何人ですか。お尋ねします。

○福祉課長（三角 博志君） 特別養護老人ホームについての待機者ということでございますが、年に1回、県下一斉の待機者の調査というものがあっております。その数を申し上げ

げますと、令和3年4月時点になります。そのときの調査の結果であります。待機者が38人ということになっております。このうち、御自宅で待機されている方が15人おられました。

特別養護老人ホームにつきましては、要介護が3以上の方が対象になりますので、なかなか自宅で待機されるのも難しい方々もいらっしゃるということでございまして、そうした在宅で介護しながら待機するのが困難という方につきましては、有料老人ホームに入所して待機されておられるというような状況でございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 苦情や相談はないのですか。伺います。

○福祉課長（三角 博志君） 待機につきましてのお問い合わせ等はございますが、特に苦情とか、相談というような形ではございません。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） コロナ禍でデイサービスがなくなり、自宅での介護はもう限界だとの声があります。仕方がないとあきらめている方もいます。どうすればよいと思いますか。お尋ねします。

○福祉課長（三角 博志君） この新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、サービスを休止した事業所というのが、通所系のサービスで1事業所ございました。期間は41日間休止したということで報告を受けております。その事業所の利用者というのは3名ほどおられたようなんですが、通所の利用者です。その事業所には入所施設というのがあるということから、入所者への感染拡大を懸念されて、外部からの利用者に対してデイサービスの休止をなさったということでございます。しかし、基本的には、こうした事業は災害時であったりしても続けるというような状況に取り組んでいただいております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 今回のコロナ禍でデイサービスが中止された老人施設があります。仕方がないとあきらめたそうですが、介護疲れから、世間ではいろいろな事件が起き、SOSができる相談窓口がほしい、声をかける場所があることは、また心が休まり、頑張る力が湧く。こんなデイサービスがなくなった利用者への声かけ、介護支援はどうしていますか。伺います。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質問ですが、地域包括支援センターを主な相談窓口として対応させていただいております。本町の地域包括支援センターは、様々な経験を積んだ専門のスタッフがいて、利用者の立場に立った対応をさせていただいており、高い評価を受けているところでございます。

そうしたところで御相談いただいている案件につきましては、個々のケースに応じまして、デイサービスの利用について、あるいは訪問ヘルパーを利用していただいたり、あるいはショートステイとか、補装具の御案内というようなことをして、そういうサービスを受けなが

ら軽減を図っていただくというようなことで対応させていただいております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 包括支援センターの仕事と受け止めていいのでしょうか。

○福祉課長（三角 博志君） 地域包括支援センターのほうで対応させていただいております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 低所得者に対する保険料減免制度は、災害など、家財や農作物の被害を受けた場合や非自発的な失業などの特別な事由により、世帯の生計維持者の収入が大幅に減少した場合には、申請により、保険料の減免を受けられる制度があります。どのように町民に説明していますか。

○福祉課長（三角 博志君） ただいま議員のほうから御案内のございましたいろいろな災害等発生した場合、あるいは非自発的な失業等があった場合には減免制度があるという旨は、保険料の通知の際とかに御案内をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 介護利用料の減免はありますか。

○福祉課長（三角 博志君） 介護保険全体につきましてはですが、まず、介護保険自体が介護保険料と税金が財源となっているわけでございます。

自己負担につきましては、かかった分の1割相当ということが一般的でございます。また、高額介護サービス給付費、こうしたものもでございます。所得によりまして自己負担の月額限度額は1万5,000円から14万100円と設定をされております。

また、低所得者の減免制度というのもございまして、介護保険料につきましては、所得の段階に応じて減免がされております。財源は、国、県、町からの補助金を充てているという状況でございます。

御質問にございました利用サービスの減免ということですが、特定入所者介護サービス費というのがございまして、特別養護老人ホームの利用者の方々が自己負担分として居住費及び食費等が必要になりますが、所得の低い方に対しましては、その限度額を設けて減免をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） コロナ禍で利用控えが長期化、感染防止等の費用負担が経営を圧迫しています。全産業平均より8万円も低い介護職の給与が人員確保の障害になっているとのことで、政府は22年度介護報酬改定により収入を3%、9,000円程度引き上げる予算を計上しました。今年2月から9月分までは交付金、21年度補正予算で実施し、10月以降は介護報酬での対応に切り替える予定です。

補正予算では、全額国費負担ですが、10月以降は国の負担が大幅に減り、自治体負担やサービス利用者、被保険者の新たな負担増が懸念されています。国に対して、公的責任の発

揮を求めることはできませんか。お尋ねします。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質問ですが、国の制度に対して、なかなか自治体から改正直後の要望ということについては、なかなか困難なところであるというふうに思っております。

確かに令和4年の2月から9月までの間、処遇改善加算の分につきましては補助金という形で対応されるということです。令和4年の6月から支払いが始まるというふうに伺っております。議員のおっしゃいますように、10月以降、介護報酬として介護職員の処遇改善費用が支払われるようになる予定でございますが、保険給付費としてその分が増加するというところでございますので、その増加につきましては、先ほども申しましたが、国、県、市町村の負担金及び保険料、これに加えて、利用者につきましても一部負担増ということになるものと考えております。

今後につきましては、まだはっきりと通知のほうに来ておりませんので、国の動向を見ていく予定でございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 介護予防策として、百歳体操を取り入れている老人会などもあります。誰もが安心して暮らせることを目指して、週1回していましたが、今回のコロナ感染拡大でどこも中止しています。この百歳体操の指導を理学療法士が行っていましたが、免許を持った方が退職されて、今は民間の方が見回り程度で来られます。介護予防に力を入れているとは言えない状況です。どのように考えているのかお尋ねします。

○福祉課長（三角 博志君） 介護予防としまして、百歳体操につきましては、力を入れなければならないと思っております。会場を増やすことはもちろんですが、参加する方々を増やし、コミュニケーションの場としても活用していただくと。運動とコミュニケーションを合わせてやっていく場として重要であると思っております。

その中で、担当者、職員としては、本町のほうにはいなくなったということは事実でございますが、民間の方のほうに力を貸していただいて、特にサポーターの方々に対する御指導に力を入れながら、そのサポーターの方々のスキルアップを図りながら、地域の百歳体操のほうに還元できていけたらというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 百歳体操に対しては、充実強化をよろしく願います。

介護保険制度ができて20年が過ぎました。介護保険計画における基本理念は、全ての高齢者が住み慣れた家、地域で安心して生きがいを持って暮らせる町、川南です。この基本理念が生かされていますか。伺います。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの議員がおっしゃる全ての高齢者の方々が住み慣れた地域で、家で、安心して生きがいを持って暮らせる町、川南というものを目指すべきであるということですが、私ども、介護保険のみならず、地域福祉行政を進める上で非常に基

本的なことであるというふうに考えております。今度ともそうした基本理念を常に思い描きながら、事業のほうを進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 高齢になるほどけがや病気で動けなくなるリスクは高くなる、今まで行えていた動作が突然できなくなる、介護の手を借りる可能性もある、人間が人間らしく生き抜くことを考えて、今回の安心できる老後となっているのかの質問でした。

次に移ります。

3点目、生理の貧困根絶できないかについてです。

前向きに検討されていますが、コロナ禍の中、経済的事情で生理用品が購入できない、生理の貧困が世界各国で社会問題となり、日本でも生理用品の無料配布の運動が急速に広がっています。どのように考えますか。

○教育長（坂本 幹夫君） 生理の貧困は、金銭的な理由もありますけれども、そのほかにネグレクト、育児放棄で親から生理用品を与えてもらえないなどの家庭環境も一因として上げられております。国内外で社会問題化していることは議員の言われるとおりでございます。

生理用品の無料配布につきましては、県内におきましても、生理用品を募り、無償配布するところも行われています。本町におきましても、まずは現状を把握し、この問題をみんなで共有して、解決策をまずは考える必要があるかなと考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 子どもが短い休み時間にかばんのナプキンを取りに行くのは大変、トイレットペーパーのように生理用品の常備もあれば、それは新しい、当たり前ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○教育長（坂本 幹夫君） この件につきましては、私も学校の状況を知りたくて養護教諭にアンケートを取ってみました。養護教諭が答えるには、トイレにはやっぱりトイレットペーパーが常備してあるのと同じく、貧困家庭だけではなくて、誰でも使えるようにしていくべきではないかと考えますという回答を受けました。

いつでも使用できる、そういった環境を整えることで、子供たちの安心感につながればいいと考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 生理の問題は、貧困や健康、学習権の侵害だけでなく、男女平等にも反し、経済的負担を社会全体で担うという世界の流れを共有できませんか。いかがですか。

○教育長（坂本 幹夫君） 日本の17歳以下の子供の貧困率が7人に1人とされており、また、経済的理由で生理用品を入手できない状態、いわゆる生理の貧困が問題視されているのは御承知のとおりです。

そのほかに、生理に対するタブー視というようなことも挙げられます。まずは生理に対するタブー視、それから、生理の貧困問題、そういったものを知ること、社会全体で意識を変えていく必要があると考えます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 理解していただいていることはよく分かりました。

子どもはだけど保健室に行きづらい、友だち同士で融通し合っている、生理用品が買えずに夜用1枚を1日中つけ、肌トラブルを起こしたり、シングルマザーも虐待や、父子家庭などでは親に買ってとは言えないなどの声もあります。いかがでしょうか。

○教育長（坂本 幹夫君） 各学校では、悩み相談アンケートというのをどの学校でも取っています。その中には、重い悩みがあれば、逆に、そこで初めて知る重い悩みというのも状況を把握することができます。そういった中に、子どもたちが生理に関することを書いていけば、すぐに担任がそれを養護教諭と共有し、また家庭との連携を図りながら、密になってやっぱりしていくことと、養護教諭は、やはり常にそういった、女子児童もそうですけれども、男子児童生徒に関しましても、同じ悩みがあるということですね、アンテナを高くしていく必要があると感じております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 県内の学校で、既に取り組んでいる学校があります。ボランティアとして生理用品を配っている団体もあります。防災用品の交換時に、生理用品を利用して、トイレに、ポシットに入れて置いているところもあります。いろいろ工夫がなされています。いかがですか。

○教育長（坂本 幹夫君） 令和3年度の実態調査では、7校の養護教諭に聞いたんですけども、トイレに設置してもよいと答えた学校が2校ほどありました。

ただ、トイレに置くときの、その場所と、湿気が多いので、ちょっと衛生面で心配だというようなこと。特に小学校は、まあ早い子で4年生なので、その必要段階に迫らないことからの誹謗中傷、いたずらというような心配もありましたが、今後は、試行的にもモデル校あたりをつくって、やってみる必要があるのかなと思います。

先ほど言いましたように、生涯学習センター、公共施設の1階女子トイレには常備設置しておりますけれども、イルミネーションの時期に、かなりの利用度があったと聞いています。

図書館にはカード式のやつを置いておまして、そのカードを持って受付のところで渡せばもらえるという仕組みをしていますが、まだ利用がないそうです。それは、その利用の必要がなかったのか、それとも、やっぱりカードを差し出すことに抵抗があったのかということをやっぱり検証していかなくちゃいけないなと考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 「生理の貧困」で最も対応が急がれるのは、生理が始まったばかりの女の子たちです。彼女たちは声を上げづらいでしょうから、学校での無償配付が有効

だと考えます。

性教育も重要です。自分の体を大切に、生理の手当てを衛生的にすることがなぜ大事なのか。

生理の困り事を、自分だけで解決せず、相談していいなどの情報も伝えてほしい。恥ずかしくて話せないという人の思いも尊重し、誰も、取りこぼさない社会にするサポートが必要です。しっかりサポートしていただきたい。町内の公共施設などにも広げることを求めまして、次に移ります。

4点目、補聴器補助制度の導入を求めるについてです。

全国的に広がる補聴器助成ですが、介護予防の視点でいかがですか、伺います。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質問についてでございます。

難聴というのが原因でですね、社会参加に消極的になるなど、ひきこもりの要因になったりするという事は言われております。近年の研究によりますと、高齢者の難聴を治療せずに放置すると、鬱病や認知症、さらには転倒のリスクが高まるとの報告が、海外での研究によって発表されているところでございます。

こうしたことから、補聴器をつけることというのは一定の効果が認められるのではないかと推測をしているところでございます。

しかしながら、今のところは、国が定めている補聴器の対象範囲ということでの助成ということになっております。国の補助制度によりますと、両耳の聴力レベルが70デシベル以上の方、いわゆる障害者手帳の6級以上の方が対象になっているところでございますので、軽度の難聴者の方に対しましては、補助がないというようなことでございます。

そうした中で、全国的には、市町村単独で補助を始められているところもあるというふうにと伺っております。議員御指摘の港区などでも、国レベルの補助を始めるというようなことでございます。

今後は、いろいろな知見が、国の研究とか報告、先行している自治体の取組、こうしたものからいろいろ知見が深まるというふうに思っておりますので、これらを見ながらですね、今後の導入については検討していくことになるというふうに思っております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 元気で、どこも調子の悪いところがないのが一番いいのですが、年を重ねると、「今日は耳の聞こえが悪い。大きな声で話してください」と言われる、こんな経験を最近よくします。本当に、こんな補聴器のお世話にならなくていい、ならなくていいのが一番いいのですが、みんな、年を取ると、こうなっていくしますので、どうか、いろんな研究をしていただきたいと思います。

次に移ります。

5点目、就学援助制度についてです。

入学準備金の支給を、入学準備に間に合うよう既に1月に対応しているとのことですから、

非常に助かります。

子供の命を守り、健やかな発展を、発達を保障するのは、政治の責任です。内閣府は、初めて子供の貧困に関する全国調査の報告書を公表しました。見ておられますか、お尋ねします。

○教育長（坂本 幹夫君） 子供の貧困に対する全国調査の結果ですけれども、令和3年12月に内閣府のほうから出されております、子供の生活状況調査の分析書というのを拝見しました。その中で、格差の拡大が進む中で、やっぱり、子供の貧困の全国的な実態というのが明らかになったということについてはもう大きな意義があると思います。困窮している人たちを支援して、貧困の連鎖を断ち切るためにも、これは大切な調査結果であったなと私は感想を持ちました。以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 子供の将来の選択肢も、狭められています。

進学したいと思う教育段階について「大学またはそれ以上」と答えたのは、全体では49%だったのに対し、貧困世帯では28%です。「高校まで」と考える理由として経済的な状況を上げたのは、全体では3割だったのに対し、貧困世帯では44%と高くなっています。貧困の連鎖につながる状況です。

このような深刻な状況にもかかわらず、貧困世帯でも支援制度の利用率は、就学援助58%、生活保護は僅か6%、生活困窮者の自立支援相談窓口1%と、十分に行政の支援が行き届いていないのが実態です。

就学援助制度を知らせる手段はどのようにしていますか、お尋ねします。

○教育長（坂本 幹夫君） 就学援助制度を知らせる手段として、大きく4つに分けられております。

1点目は、教育委員会で、新小学校1年生に対して就学時健康診断が行われますけれども、そのときに案内を同封しております。

2つ目。また、小中学校の入学通知書を1月に配付しますけれども、そのときにも就学援助のお知らせを入れております。

3点目は、学校で毎年、入学説明会を行いますけれども、そのときに、保護者に説明をしています。

入学以外の全保護者に対しましては、学校に文書を配付させていただき、学校で取りまとめて教育委員会に報告をしてもらっているところであります。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） このような助成制度を知らないと、使えないことになります。せつかくある就学援助制度、大いに宣伝していただきたい。

教科書以外の図工の教材や問題集代などを保護者負担で購入させる、授業で用いる場合、学校は、教育委員会に事前に届け出たり、承認を得たりする必要があります。届け出られた教材は、保護者の経済的負担が過重なものになっていないかどうか。授業で必要な教材費の

私費負担を軽減することはできませんか、お尋ねします。

○教育長（坂本 幹夫君） 教科書は無償配付でございますが、教材費、「副教材」といいますけれども、これは、学校で使う、学習ドリル的なものとかですね、そういったものを含めまして、各学校で取りまとめて教育委員会に届出という形で出していきます。その際に、保護者の負担過重にならない程度に副教材をやっぱり当てるといようなことは指導しています。

ただ、就学援助の児童生徒に対しましては、援助の内容の中に「学用品費」という名目が入っておりますので、この「学用品費」を必要な教材費に充てるということで、私費の負担の軽減を図っていることにつながっているのではないかなと思っております。

○議員（内藤 逸子君） 本当にこの制度というのを、私も知りませんでしたので、私が育つ中で、やっぱりいろいろ、知ってですね、自分、自分がそういう対象になるのかならないのかというのなかなか分からなかったもので、本当、知らないことはいけないなあと思います。

ぜひ、子供の笑顔あふれる町、楽しい学校生活が送れる教育の町の実現を求めまして、本日の質問を終わります。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。10分間、休憩します。

午後2時08分休憩

午後2時18分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、米田正直君に発言を許します。

○議員（米田 正直君） 皆さん、御苦労さまでございます。

この2年間、世界中が新型コロナウイルス対策とともに時間を刻んだと言っても過言ではないかと思います。第6波を懸念しておりましたが、年明け早々驚異的な拡大をし、川南町においても毎日感染者の新聞、マスコミ等で公表されています。オミクロン株の症状は軽度ということではありますが、報道される死者数は増加しています。このような現状を踏まえ、今まで同様効果ある予防を今後も継続していかなければならないと考えます。

また、ロシアによるウクライナへの侵攻が始まり、多くの死傷者が出ており、多くの重要な建設物も破壊されています。さらには、核の脅威が現実的なものになりつつあります。一刻も早い停戦を、そして平和が戻ることを切に願うものであります。

では、一般質問通告書に従い、3点について簡潔に質問させていただきます。

コロナ禍にあって、緊急性のない質問をすることに大変恐縮しておりますが、限られた任期の中で質問事項であるということで御容赦いただきたいと思っております。

まず、第1点目ではありますが、町内の文化財・史跡についてお尋ねをいたします。

川南町には、国指定の宗麟原供養塔、川南古墳群、国指定の天然記念物の川南町湿原植物群落、県指定重要文化財の平下の円形周溝墓、方形周溝墓、県指定史跡の川南古墳、県指定無形文化財の高鍋神楽、それから町指定無形文化財の通浜棒踊り、登り口奴踊り、川南盆踊り、多賀盆踊り、沓袋の百万遍があります。

さらには、埋蔵文化財包蔵地が町内に後牟田遺跡等縄文時代から弥生時代の遺跡が144か所あり、数多くの文化財を有しています。また、地域に伝わっている伝統行事や神社仏閣、開拓碑、文学碑等多く、後世に残すべき財産が町内にあると認識しています。

これらを全て町で管理するという事は、とても無理な話であろうと思います。地域の方々や愛好家等によって保存、維持されていると思います。これら文化財や史跡についての川南町町指定の分についての保存・管理については、各団体等に補助金がわずかではありますが予算化されていると思います。

古墳群については、国指定、県指定、町指定があり、その管理運営に違いがあるのかをお伺いいたします。

昭和14年1月11日付県指定古墳11号の猿子塚は、松原と伊倉の境の高台にある古墳であります。地元の人にも知らない状況であります。説明板は立派なものが設置してあります。

私がこの質問をする根拠となったのは、古墳がどれなのか、どこまでなのか、分からない状況のときに行ったからであります。近日確認に行ったところ、草も刈ってあり、境界だと思われる石垣が積んでありました。隣接地に太陽光発電のパネルが設置してありますが、境界と思われるところから離れて設置してありましたので安心はしましたが、その所有者が敷地いっぱい設置するようなことがなければと思ったところです。

猿子塚は今でも県指定なのか、それとも宮崎県文化財保護条例第5条により解除されたのかお伺いします。

後の質問は質問席から行います。

○教育長（坂本 幹夫君） 米田議員の御質問にお答えします。

まず、文化資源の保存と継承につきましては、長い歴史と豊かな風土に培われ、これまで大切に守り伝えられてきた有形無形文化財を将来に保存継承していくために、課題となるのが担い手の育成、それから多様な情報の発信、そして新たな文化財指定になるかなと思います。

特に今言われました管理につきましては、議員の言われたとおり各団体に管理委託を行っておりまして、除草作業等で整備をしていただいている状況であります。

古墳につきましては、川南古墳群は国指定ですけれども、西の別府の農事振興組合のほうに委託料を出して整備してもらっておりますし、県指定のほうにつきましては、猿子塚古墳につきましては湿原を守る会のほうに委託として現在も整備していただいております。

以上でございます。

すみません、もう1点ありました。

猿子塚は今でも県指定なのかということでの御質問でしたが、昭和14年に県指定されまして現在も継続しております。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 多くの文化財について、おのおの多様な管理の方法があると思いますが、町としてどのように捉えられているのかお伺いします。指定されている文化財は、文化財保護法、宮崎県文化財保護条例、川南町文化財保護条例に基づき、国民、県民、町民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とした管理運営がされていると思いますけれども、どのような管理の方法、多様な管理の方法があると思いますけれども、こういった方法で管理されておるのかお伺いしたいと思います。

○教育長（坂本 幹夫君） 今議員の言われますように、多様な管理の方法があると感じております。国指定の川南湿原に関しましては、年2回に一斉に除草作業をしたりとか、そういう火入れを行ったりとかしながら貴重な植物を保存するというような管理方法もありますし、古墳あたりは、さっき言いましたように除草作業をしたりとか、それから天龍梅等につきましても、枝が潜りやすくするようならちを考えている今状況でありますので、多様な管理方法に基づき、そして県、国の指定を受けるようにすることで町民意識の誇りと財産につながるのではないかと考えているところです。以上です。

○議員（米田 正直君） 川南湿原植物群落については、まず組織化されて管理されておるといようなことでございます。

それから、古墳については西の別府地区に委託して管理されておるといことでございますが、猿子塚についてもあれですかね、湿原植物群落の人たちがてことですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）そうですか、分かりました。

猿子塚について、皆さん知らない人もおるかと思いますので、高鍋藩主話により少し説明をさせていただきます。

元禄2年、1689年ですけれども、7月16日から17日にかけては終日暴風雨でありました。16日昼過ぎ、伊倉浜へ唐船が漂着し、平田郷の人々はシュロ縄や鳶口等を手にして駆けつけ、風波荒れる中で救助にあたりました。帆柱は折れ、ともも破れた船から63人を助けましたが、5人は息絶えていました。

郷の人々は、5人の亡骸と生き残った唐人を帆や網を入れる小屋で介抱し、高鍋の城に注進いたしました。この時代、江戸幕府は日本と他の国との交流を厳しく禁じる鎖国政策をとっていましたので、このような状況下で高鍋藩は重大な事件としてしなければなりません。直ちに9名の武士と通詞役が駆けつけ、筆談により聞取りを行いました。

18日に幕府への使者が選ばれ、19日早朝に幕府の庁がある長崎へ旅立ちました。23日に第4代秋月藩主が垂門を経て伊倉に着き唐人を見舞われました。8月1日に使者が長崎から帰り、生存の唐人船員と破船の全てを長崎へ送るようにとの幕命を伝えました。藩は、5日、美々津の港から6艘の船で唐人、荷物、船具、一切を乗せて長崎へ出発いたしました。

8月25日、唐人船員5名の埋葬が許され、つばに塩漬けされていた遺体が僧の引導により行われました。そこは土地の人々が帆や網を乾かす帆場と呼ばれ、海を見晴らす小高いところでありました。土地の人々は猿子塚と呼んでいます。

一切の報告を幕府に行うため、8月27日に江戸へ行き、唐船漂着の件は解決しました。

高鍋藩主の祖先は高官の阿知使主といわれ、遭難の唐の人々に特別の思いもあったのではなかろうか。平田郷の人々たちも異邦人を温かくもてなし、猿子塚までのだらだら坂を供養坂と呼んでいると郷土史家の高尾日出夫氏が古老の聞き取りにより記述されています。

この古墳の由来は詳細に調査されていますが、省略をさせていただきました。

このような大事な価値ある古墳であると思いますが、県指定であった場合町としては何もできないのか。町内にある文化財として、県に対し整備と管理に関し進言できないのかお伺いします。

先ほど唐と言いましたが、唐の時代は618年から907年でありますけれども、当時の人々は中国の呼称から唐と呼んでいたほうです。この年代、1689年ですかね、この年代は清朝の時代に入っています。誤解があるといけませんので申し添えておきます。

なお、先ほど猿子塚の管理は湿原植物群落の管理をする人たちがということではありますが、整備の方法について県に進言できるのかどうかを確認したいと思います。

○教育長（坂本 幹夫君） 猿子塚を今御説明をお聞きしましたが、本当に平田郷の人たちの思いやりあふれる取組みというのが私も頭に浮かんだところでもあります。

整備計画の内容によりましては、県とかまたは文化庁への整備計画を申請をしまして、許可を得て整備を行うこととなります。その場合の費用は町費で行うか、また補助事業活用するかということになるかと思えます。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） はい、分かりました。猿子塚の土地所有権者は誰なのか、またその所有権者が文化財の所有者なのかをお伺いしたいと思います。

○教育長（坂本 幹夫君） 所有者ではありますが、川南町が所有をしていることになっております。平成14年に町道から史跡までをコンクリートを敷き整備を行っておりますけれども、その際に個人の所有地から町へ所有者移転を行っております。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 承知いたしました。町の意向が反映されるとすれば、町は猿子塚の古墳の重要性についてどれほどの認識をされるかお伺いしたいと思います。

○教育長（坂本 幹夫君） 議員の言われました認識ですけれども、町の歴史上本当に貴重な文化財と考えております。今もなお、小学校中学校に地域学習に取り入れて、最近では一般の方にも一緒に見学したりとかして、広く住民に周知して後世へ伝えてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） じゃ、そういうことでよろしくお願ひしたいと思いますが、先ほどから管理については湿原植物群落の人たちが管理されておるということでございますけれども、周年そういう古墳であるということが分かるような状態で管理していただくと大変ありがたいと思います。

どこが古墳なのか、猿子塚なのか、看板だけが目立ってもうやぶじゅら、そういう状況はなくしてほしいというふうに、お願ひしたいというふうに思っています。

数多くある文化財のうち1点に絞って質問させていただいていますが、歴史を風化させることのないように、形として残っているものについてぜひ持続させていただくために、猿子塚の境界を明確化し、周囲環境にも配慮し保存管理を行うべきと考えますが、教育長の見解をお願ひいたします。

○教育長（坂本 幹夫君） 猿子塚に関しましては、平成14年に分筆を行っております。したがって、所有権の移転を行っておりますので境界は図面上出ております。それぞれの文化財の歴史的背景を壊さないように配慮しながら、今言われましたようにきちんと整理をしながら広く町民に周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 冒頭にも申し上げましたが、隣接地に太陽光パネルが設置してあります。すぐそばまでは来ておりませんが、敷地いっぱい建てられるとちょっと心配されるわけですが、そのところも隣接者と協議していただいて、そのようなことがないようにお願ひしたいというふうに思います。

町内の文化財、史跡、碑等について、現在分かっている分だけでもまとめて学校の教材として、また一般町民に周知していただくことによって郷土愛を育むことにもつながっていくのではないのでしょうか。教育長、お願ひいたします。

○教育長（坂本 幹夫君） まさに米田議員の言われるとおりでございます。町教委としても、郷土愛を育むことが大切であると思ひましていろいろな活動していますが、幾つか紹介させていただきます。

これは、平成15年に川南町の文化財というリーフレットを作成しましたがけれども、これを改定をしましてまた町民の皆様にお知らせをしたいと思ひます。なお、これは川南湿原植物群のハンドブックでございます。

それから、学校教育におきましては、町教委が作成しました小学校3年、4年生で社会の教科書の副読本として使っています私たちの川南町です。この中に、写真入りで紹介をしております、子供たちが小学校3年生、4年生で学習します。

中学校になりましたらもう少し詳しく内容を、こういうパンフレット等を渡してうちの徳田主任技師が講義にいつて、あるいは体験活動したりとかそういうような形でつながっています。

それから図書館のほうには、図書館と連携して調べる学習コンクールというのを3年ほど

前からやっていますが、その中でも多いのが文化財関係を調べたり歴史を調べたりというのが多いです。その中に、こういう平田郷史とかそれから宗麟原供養塔の史跡あたりは置いてありますので、こういうものを使って勉強をしています。

さらに昨年、御存じか分かりませんが川南町かるたというのを作りました。これは全小学校に配付しておりまして、川南町の文化財のほかに自然とかいろんなものも全部含めたものがこの中にありまして、これで小学生は総合的な学習の時間とかで使ってやっているようです。これが発展すれば、かるた大会なんかもそこでできるといいかなと個人的には、思っているところであります。今後は、この川南町かるたは各公民館のコミュニティセンターにも配付する予定でございます。

今後は町とか県、国の文化財指定を目指すことはもちろんですが、さらに広報活動とか歴史教育にも力を入れていって、郷土愛を育んでいきたいと思っているところであります。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） どうもありがとうございました。ぜひ周知の徹底と適切な保存管理をお願いし、この件については終わります。

次に、墓地管理についてお伺いいたします。

墓地は遺体や遺骨を埋葬するところであり、先祖を敬う大切な場所であります。町内には町の設置する墓地が、中央共同墓地をはじめとする29か所と、各地域に共有という形で存在します。

本議会で1か所廃止する案が出されていますが、町が設置する墓地は使用者が永代使用料を納めて使用されていると思います。その墓地管理はどのようにされているのかお伺いをいたします。

○環境水道課長（橋口 幹夫君） 米田議員の御質問にお答えをいたします。

29か所の共同墓地のうち、中央共同墓地におきましては中央共同墓地管理組合が組織されておりまして、年会費1,000円を徴収し、それを管理費に充て管理されております。その他の共同墓地におきましては、各共同墓地に世話人がいらっしゃいまして管理をされております。以上でございます。

○議員（米田 正直君） 各墓地におきましては、墓地管理組合で年会費をとってそれぞれ管理をされておるということでございます。町内どの地域も高齢化となり、墓地の管理も草刈り等大変な重労働になってきております。

また、墓参りされる方のマナーも悪いところがあり、ペットボトルに水を入れて持ってこられたものや供花、花ですね、花等の枯れ花をそのまま墓地に置いて帰られたりして、環境面に苦慮しております。

中央共同墓地等においては水道が布設されて、ペットボトルなど不要でそのような問題は起こらないと思いますけれども、そこでお伺いしますが、墓地に水道施設を設置する場合において町の助成は考えられないのか。町の歴史を刻んでこられた人々が眠っているところで

あり、町の先祖を敬うという観点に立ち助成制度は構築できないのでしょうか。地域公民館建設補助等については制度化されていますが、同レベルには考えられないのかお伺いをいたします。

○環境水道課長（橋口 幹夫君） 米田議員の御質問にお答えをいたします。

地域墓地の管理支援について、町のほうから支援はできないかという御質問でございました。

先進地の事例を調べますと、確かに水道の設置の助成をしたり道路の工事の助成をしたりという自治体があります。しかしながら、現時点におきまして町では地域墓地の管理支援を行う考えはありません。

その理由としまして、直近3か年を見ても地域墓地からの要望が1件しかありません。これが各地域から要望が上がってくれば、議員がおっしゃりますように高齢化が進展し、なかなか管理ができなくなってくるというのは町のほうでも認識しておりますので、墓地管理費の補助支援制度の構築については検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議員（米田 正直君） 今の答弁では、前向きに検討するという捉え方でよろしいでしょうか。

水道施設の設置に対する助成も今後検討されると、今まで要望が1か所からしか上がっていないからということでありましたが、要望すれば検討に値するというところでよろしいでしょうかね。はい、分かりました。

さらには町道と公道に接する墓地についてであります。例えば垂門墓地のようなのり面等の急傾斜のため、草刈り等で高齢化した現在で大変厳しくなっちよるちゅうことですね。急傾斜、現在見ていただくと分かりますが、もうとてもやないが普通の一般の大人でもなかなか厳しいような急傾斜であります。そのような場所の整備は、地域共有墓地の場合とても対応しきれないのが現状ではないかというふうに思います。町道の安全確保という観点での整備はできないものなのか、お伺いいたします。

○建設課長（大山 幸男君） 米田議員の御質問にお答えをいたします。

おっしゃられた垂門墓地は、町道上町南中線沿いにある墓地でありまして、おっしゃられるとおり高台にあるためのり面の長さが長くて、地元の方々の草刈りは相当苦労があるかというふうに認識をしております。以前にこの墓地につきましても、こののり面につきましても御相談があつておりまして、可能な範囲で対応させていただいているところでございます。以上です。

○議員（米田 正直君） ぜひ今後とも、その垂門についてはもう急傾斜ということで、とてもじゃないが一般の人でもなかなか厳しいような状況でございますので、ぜひ町のそういった助成をお願いしたいというふうに考えます。

高齢化した地域の墓地について、管理利用がしやすいようなものにしていきたいと切に願っていますが、ぜひ検討方お願いしますということで、検討することで回答いたしましたの

で安心しております。

また、墓地使用者もマナーをしっかりと守って、使用墓地の自分のごみは持って帰り、分別等の処理をしていただくような広報をお願いできないものか、その点についてお伺いしたいと思います。

○環境水道課長（橋口 幹夫君） 米田議員の御質問にお答えをいたします。

定期的にお知らせかわみなみ等でごみの持ち帰りや、その他墓地使用者のマナー向上につながる広報をやっていききたいというふうに考えます。

以上です。

○議員（米田 正直君） ぜひお願いをしたいというふうに思います。

次に、高齢者の交通支援であります。

これは、高齢者に限った問題ではありませんが、今回は高齢者についてお伺いいたします。交通安全対策面から高齢者の免許返納が増えているのではないかと思います、実態はどうでしょうか。お伺いいたします。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御指摘のとおり、免許返納者の数なんですけども制度開始から増加しております。全国の75歳以上の免許返納者は、平成30年が29万2,089人、令和元年が35万428人、令和2年が29万7,452人でした。

ちなみにこの令和元年というのは、東京の池袋で発生した高齢者男性の運転する車が暴走したということで、全国的に免許返納者が増えたのではないかと考えております。

なお、高鍋警察署に確認しましたところ、川南町内の年齢別では分かりませんが、免許返納者が令和3年で43人となっております。全国と同様に県内でも免許返納が増加傾向にあるというふうに伺っているところです。以上です。

○議員（米田 正直君） 免許返納者が増えておるという実態ということでございます。

町は、高齢者運転サポート事業ということで安全装置つき車両の購入に3万円、踏み違い加速抑制装置に2万円の助成を行い、かつ75歳以上の免許未保有者にバス回数券を、免許返納者にはバス、タクシー回数券を配付してきましたが、令和4年度から免許未保有者のバス回数券配付は廃止する見込みと伺っております。

75歳以上の高齢者の免許未保有者の交通支援の継続について、免許返納者については返納した年度だけ支援をするということですが、これらを統一して75歳以上の免許未保有者に対する交通支援として、毎年度回数券を配付することの制度化はできないものかお伺いをいたします。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまおっしゃっていただいた高齢者運転サポート事業ですね、サポカー補助金というものなんですけども、踏み間違いに対する抑制装置は既に車両の標準装備となっておりますことから、今年度をもって事業は終了することとしております。

それから、免許返納者へバスやタクシーの回数券を交付する事業につきましては、交通安

全対策としまして今後も継続してまちづくり課で事業を行います。

しかしながら、回数券の使用が3割程度に満たない状況ですので、免許返納する方はそれなりに家族の支援が受けられたりとか、一定数公共交通を利用しやすい方が多いのではないかとこのように考えております。今後は、高齢者への交通支援につきましては、公共交通等を拡充させてより利用度を高めることで制度を設計していくことが必要かと考えております。以上です。

○議員（米田 正直君） 廃止する理由としては、車自体にもう最初からついておるといふ考え方でよろしいんですね。

免許返納することについてはどんなでしょうかね、75歳以上の人が免許を返納して高齢者の交通安全対策に寄与するていいますかそういったことでの、それらを廃止する理由ですね明確な。車については理解できますが、免許返納者に対する支援についての廃止の理由を明確にお知らせいただくとありがたいと思います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、利用状況が大変少ないものとなっております、この原因が今まで自家用車を御利用されてたほどの便利性と申しますか、そういったものがまだ感じられない公共交通の状態にあるのかなというふうに考えておりますので、そちらの、もう少し町民の生活に沿った公共交通ができれば利用頻度も上がって、こういう交通弱者の支援につながるのではないかと考えているところです。以上です。

○議員（米田 正直君） 利用者が少ないということでございました。利用者が少ないのは、やっぱり周知の徹底もなされていないんじゃないかという、理由の1つに上がるんじゃないかというふうに思いますが、コミュニティバスの利用もあるわけですけれども、制度化することによって免許返納者が増え、高齢者の交通事故を少なくしていく方策につながっていくというふうに思われます。

交通手段の少ない町でありますので、コミュニティバスの利用拡大にもつながっていくんじゃないかと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども担当課長が答弁しましたが、免許返納者が増えても困らない交通手段の拡充というのが今後は必要になると考えております。

コミュニティバスについては、現実問題としてまだ様々な問題を抱えているのが事実ではありますが、今後利用者に魅力的になるようにいろんな角度から協議検討していきたいと考えております。

○議員（米田 正直君） 高齢者が安心して安全な日常生活を営んでいくための1つの方策として、ぜひ検討方をお願いをいたしまして質問を終わります。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。

午後2時54分休憩

午後3時04分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、河野禎明君に発言を許します。

○議員（河野 禎明君） トリを務めるということで、ちょっと緊張していますが、今日は傍聴の方、長い間お疲れさまです。傍聴人の方がいないと、ちょっと一般質問も、私も元気が出らなくて、いなくなったらどうしようかなと、こう心配していましたが、助かります。

通告に従い、3項目質問させていただきたいと思います。

1番目は、これは役場の方が関係するんですけど、地方公務員の方の職員の服務について、地方公務員法第31条の規定ということで、職員さんが採用時に宣誓署名を提出されていらっしゃるんですけど、そのことについてお伺いしたいと思います。

それから、2番目は、コロナの現在、今困っている状態についてお伺いしたいと思います。

3番目は、西都児湯医療センターについてお伺いしたいと思います。

詳しくは、下の質問席にて質問させていただきたいと思います。

この地方公務員法第31条の規定に、その宣誓書を職員が採用時に署名提出されているようですが、宣誓書にある「全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行する」、このことがちょっと私たちがどのようなことなのか、ちょっと説明いただけたらと思うんですけど、お願いいたします。町長でもいいんですか、総務課長、どちらか。

○総務課長（新倉 好雄君） 河野議員の御質問にお答えいたします。

御質問にありました地方公務員法第31条の服務の宣誓についてでございますが、これは法律によりまして定められております。

法律にありますように、条例のほうでも制定をしておるところでございます。新規採用職員で、任命権者である町長から辞令交付を受けるときに、法律に基づいて服務の宣誓を行っているところでございます。

どのように解釈するかということでございますが、細かく言えば、いろんな服務規程が、その後、入庁した後に職員には課せられるわけですが、ここの法律、前条、30条にありますように、全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しますということを宣誓するものであります。以上でございます。

○議員（河野 禎明君） 私は、公務員の方は、当然公正な職務を執行されると思うんですけど、いろいろ仕事の内容でこれは該当すると思うんですけど、町民に対して真実を伝えるかどうか、これは非常に大切なことで、これは職員の方も、このことはちゃんと町民に対して真実を伝える、これは心の中に持っていらっしゃるんでしょうか、どうでしょうか、そのお答えができる方がいらっしゃったらお願いします。

○総務課長（新倉 好雄君） 河野議員の御質問にお答えいたします。

真実をお伝えすることが、先ほどの全体の奉仕者として務めているかというような内容で

よろしいでしょうか。はい。細かな、それぞれのサービスの規定については、別途条例のほうで定めておりますし、またそれに違反した場合の基準についても、規則等で定めておりますので、それぞれの案件の内容を、そのような事例があった場合は、そのような案件を精査してから適切に処理してまいっているところでございます。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） 明らかにこれは真実でないというような事例があった場合、何か罰則というのはどういうものを用意されているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。

まず、真実ではないか、あるか否かについては、なかなか今回、この場所で具体的な事案がない中で難しいところでございますが、先ほどありましたように、サービス規程に抵触しているような案件が発生した場合は、懲戒処分等の指針に基づいて、適切な処分の対応をしているところでございます。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） 役場の職員の方には、この公務員法31条に基づいてされると思うんですけど、町長、副町長、教育長というのは、それに該当しないんですか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（新倉 好雄君） 河野議員の御質問にお答えいたします。

町長、副町長、教育長が今回の地方公務員法の中の職員に該当するか否かの御質問であると思いますが、現在の地方公務員法の中で、町長、副町長、教育長含めて、特別職ということになっておりますので、地方公務員法の中でいう職員というのは、一般職に準ずる全ての地方公務員というふうに定義をされているところでございます。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） これ当然、町長、副町長、教育長も、真実でないことをもし述べたとしたら、罰則はあるということでもよろしいんですかね。

○総務課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。

地方公務員法で定められている特別職、当町で言いますと、町長、副町長、教育長になりますが、この特別職については、地方公務員法の適用はありませんので、罰則という言葉が適切かどうか分かりませんが、その中での規定は、該当はしないということでございます。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） これは当然、町長、副町長、教育長が真実でないことを言うような町になったら終わりですから、私は信じて、そういう真実でないことを言われないうちにして、次にします。

ここで、ちょっと真実でないことということで、この前、中学校の関係で説明会が去年、各校区であったんです。多賀校区の方と東小校区の方からちょっと指摘を受けているんですけど、その内容というのが、中学校の敷地が示されたのでは足りないんじゃないかと、そう

いうのを校区で質問されたそうです。

そしたら、教育課長か教育長か、そのスペースで足りますというふうに返答されていたんじゃないかなんです。これは、その校区の方がその後、12月議会のことを知って、なぜその説明会のときに本当のことが言えなかったのかということ指摘されたんですけど、これは教育課長どうでしょうか。

この説明会のスペースが十分だという返答をされたわけですよね。スペースが足りないんじゃないかという質問に対して、スペースは足りますとお答えしたんですけど、これが真実でないとしたらいけないんですが、どうですか。

○教育課長（山本 博君） 河野議員の御質問にお答えいたします。

各地区を巡回して、中学校の説明会を行ったときの多賀小の説明会の件の話だと思います。各地区回る中で、いろんな意見がございまして、答弁をさせていただきました。

中学校の中央地区のドームの東側の土地、その土地の件のことを言っているんだと思いますが、スペースが足りないんじゃないかという答弁をしたということでございますけども、文部科学省の定める基準があります。校舎につきましても、運動場につきましてもですね。その基準は十分クリアしているということで答弁をさせていただいていると認識しております。

以上です。

○議員（河野 禎明君） 去年の9月議会で同僚議員も、そのスペースのことで質問したら、敷地は十分だという教育長の返答でしたかね。それがありませんでした。これが説明会でも十分だとおっしゃったのに、12月議会だと、土地が1町7反か8反必要だというふうになぜ変わったんでしょうか、説明していただけますか。

○教育課長（山本 博君） 河野議員の御質問に再度お答えいたします。

12月の基本計画のときには、そういう話はさせていただいております。というのが、当時ドームの東側の土地で基準を満たしているということで進めておりました。

説明会の中で、校区を回るときに、住民の方から自由記載意見ということで、アンケート用紙に書いていただいておりますが、その中でも、まだ土地があるほうがいいという意見がありました。

それと、学校規模適正化審議会に諮問をしております。その中で答申をいただきました。その中で、附帯意見として、その土地で承認というか、よいという意見と、まだ土地を確保できれば、土地を確保することが望ましいという附帯意見がされました。

そのようなことから、教育委員会のほうでいろいろ審議した結果、やはり土地を求めていくという報告になりましたので、議会のほうに議案として提案する形になりました。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） 町民からすると、何だったのかなという感じがするんですよ。あの説明会で、町民を集めて説明するんだったら、この中学校問題は何年も前からある程度

計画して、その審議会も開いたり、委員会も開いたり、いろいろな会合も重ねているわけですから、やはり町民に対してもっと説明がなぜできなかったのか。

やっぱりスペースのことは、誰が考えても、あそこは狭いなと感じて、私たちでも最初、何だここ狭いじゃないかというふうに感じるぐらいですから、だからそこ辺は、また今後もあるかもしれませんが、町民を集めての説明会は、本当に何年前から調べていることもあるわけですから、これが真実が言えない状態があったかもしれませんが、なるべく本当のことを言ってほしいと思います。次のときはどうでしょうか。

○議長（中村 昭人君） 河野議員に申し上げます。質問通告は、職員の服務についてでございますが、学校の土地の面積についての質問ではないということですか、これ。

○議員（河野 禎明君） スペースの問題ではない。

○議長（中村 昭人君） ではないということですね。

○議員（河野 禎明君） 真実だったかどうかを。

○議長（中村 昭人君） ということの確認ですね。

○議員（河野 禎明君） そうです。はい。

町も今からいろいろな問題があって、説明会とかあると思うんですけど、真実を述べていただくということは、これは一番大事な根底だと思います。そこ辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

2 番目です。

口蹄疫のときもそうだったんですけど、あのときが6か月ぐらい大変な事態が起きて、あと私が知っている方が何人か、精神的な病をされました。今回も、私、今コロナの状態を見ていると、周りで閉じ籠もってしまう方、そういう方が何人か知り合いに出ました。

一番これは大変だったろうなというのは、家族を亡くされた方ですね。家族を亡くされた方が、特にコロナで外にも出れない。何か精神状態も、これきついただろうなというような状態に今追い込まれて、私がちょっと心配しているのは、やはりこれが今もまだ終わっていないんですけど、鬱病というのは、一気に来るんじゃないんですよ。じわじわじわじわと来るんです。

町のほうは、こういうちょっと鬱病の予備軍ではないけど、精神的に弱っていらっしゃる方に何か町として今されているようなことがあるんでしょうか、教えていただけますか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまコロナの質問であります。その前に、先ほどの議員が言われた真実でないことを言ったということはありませんので、その点だけは訂正して進んでいただきたいと思います。よろしいでしょうか。真実でないことは言っておりませんので、（「それは了解している」と呼ぶ者あり）よろしいですか、そしたら。分かりました。

では、コロナについては、担当に答弁させます。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の蔓延が住民の心に何かしらの影響を与えているというのは、間違いないと思います。

ですが、現在のところまでで、新型コロナにより心の病を患ったというような報告や相談というのは、具体的には受けておりません。心の病というのも、様々でございます。ちょっと気分がふさぎ込んだ程度なのか、本当に外出が不可能になるぐらい落ち込むのかというのも様々でございますが、町としては「こころの電話帳」というパンフレットが、こういうのがございます。

こういうパンフレットを町内の各コミュニティセンター、図書館、スーパー、コンビニ、郵便局、金融機関など住民がよく訪れるであろう場所において、目に触れやすくしてはきています。

しかし、なかなかそういった場面に遭遇することもございますので、もしそういった方を見かけましたら、気軽に保健センター等にお電話いただけるように促していただければと思います。以上です。

○議員（河野 禎明君） 本当にこれが一人でどんどん、こういうものは背負ってしまいますから、特に外に出て話すこともないから、みんなが分からないうちに精神的な病にかかる可能性もあるので、何とか町としてできるだけ手を打っていただけないかと思っております。

それから、ちょっとこれは支援金のことになりますけど、次は。支援金の対象者というのが、当然飲食関係はありました。そして、自営業者でも事業復活支援金とか、そういう対象になる事業者もいます。

それで、私がちょっとこの前お聞きしたかったのは、ヨガとか、エアロビとか、カラオケとか、生徒を抱えている方で、その収入ちゅうのは、そんなに規模は多くなかったと思うんですよ。

けど、コロナで大分、結局1回もできていないわけですから、その教室がここ2年以上。収入的には大変なことになっていると思うんですよ。そこ辺に対して、町は何か支援の手は差し伸べていらっしゃいませんか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 河野議員の御質問にお答えしたいと思います。

飲食店関係以外への支援ということなんですが、現時点では、議員も今御存じのとおり、国の事業復活支援金、あと県が5割以上の減収となった事業者に対して、全ての業種に対しての県内事業者緊急支援金というものを創設しております。そちらのほうで対応していただくように考えております。以上でございます。

○議員（河野 禎明君） これは川南の「お知らせ」に、またそこ辺は詳しく事業者が分かるように知らせてほしいと思います。

そして、私、本当にコロナで落ち込んでいる人が多いと思うんですけど、町長は朝、家を出られたとき、町長の庭には、花を見て、あっ、今、桃なのか梅なのか、花が咲いています

でしょうか、庭に。

○町長（日高 昭彦君） 突然の質問であります、もともと私は花農家でありますし、農家でありますので、家の周りにはスイセンであるとか、今開いているのは、八重桜はまだ咲いていませんので、今開いている花はございません。スイセンが開き始めたところでございます。

○議員（河野 禎明君） この今、川南は桜が、本当は河津桜なんかは3週間ぐらい前かな。テレビで、北郷、南郷町で河津桜が咲いていますというニュースが出ていたんですよ。延岡は、あそこの五ヶ瀬川沿いに河津桜がニュースで出ます。

川南を見たとき、家から外に出て、車で走ったりとかでも、いろいろしてでもですけど、ぱあっと見て何か心が少し癒やされるというか、そういう何か花が欲しいんですけど、やっぱり桜ですよ。

前も申し上げたことがあるんですけど、運動公園の桜の木とか、中国交流の番野地の木がどうもたななかったみたいですけど、ここ辺は河津桜ということも考えて、5年、10年先を考え、今すぐは無理ですけど、春というか、今まだ冬ですけど、河津桜が咲き、あとその後、ソメイヨシノが咲き、畑には菜の花が咲き、夏にはヒマワリが咲き、冬にはコスモスが咲くというふうに、町民が何か気持ちが癒やされるようなことを考える必要があるんじゃないでしょうかね。町長、この桜の木は、特に大事だと思うんですけど、どうでしょうか、5年先、10年先を考えて。

○町長（日高 昭彦君） 議員の桜に対する思いは十分分かりますが、桜は咲いて1週間、2週間だと思います。1年365日あるわけですから、そのために我々がすることは安心して住める町をつくりたいと常に思っております。

ですから、いろんな形でコスモスが咲いたり、花だけにこだわる理由が何かあるのかもしれませんが、全体としてしっかりと捉えていきたいと思っております。

○議員（河野 禎明君） 私が花にあまりこだわっているわけじゃないんです。川南は花見するところがないから、都農やら高鍋あるのに、辛気ななと思うことです。

やはり花見があって、ああ、あそこで今度花見しようとかいうことができれば楽しみにもなるし、こういうコロナで落ち込んでいるときは、少しでも気分が優れるようになると思います。

次に行きたいと思っております。

西都児湯医療センターについて、ちょっとお伺いしたいと思っております。

今、西都児湯医療センターの川南町の利用状況というのをちょっと教えていただけますでしょうか。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

西都児湯医療センターの夜間急病センターを利用している本町の住民ということでよろしいですかね。直近3か年でいきますと、平成30年度が94人、大体2.9%、利用者の方ですね。

令和元年度が90人、2.8%でしたが、令和2年度については、新型コロナの影響で48人にまで利用が減ったんですが、利用率としては2.7%と、大体3%弱の利用がっているようです。以上です。

○議員（河野 禎明君） 西都児湯医療センターは、私の友達も脳梗塞で倒れて、あそこにお世話になったんですけど、今ちょっと心配な情報が入ってきて、現在は脳血管手術とかできるお医者さんがいないとも聞いているんですけど、そこはどういうふうに聞いていらっしゃいますか。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

西都児湯医療センターの常勤職員の配置についてという考え方でよろしいですかね。脳外も含めてですが、はい。令和4年3月号の「広報さいと」によると、常勤職員の増員などに向けて、宮崎大学医学部と医師派遣の協議を重ね、4月から呼吸器内科の医者が常勤医として着任することが決まっているようです。これにより常勤医師は5人体制、外科が2人、整形外科が2人の呼吸器内科1人となります。

また、御質問にありました脳神経関係ですが、宮崎大学医学部から、常勤ではないということで、週2回の医師派遣により、新たに脳神経内科を設け、脳疾患患者の診療に当たるといふふうに情報が得られております。

以上です。

○議員（河野 禎明君） この脳梗塞というのは、いつ発症するかも分からない。くも膜下出血もそうですけど、一刻を争う病気なんですよ。

だから、ここに西都児湯医療センターがそういう体制が以前はあったわけですよ。

ところが、今その体制ができていないということになると、私たちはちょっと非常に心配しているんですけど、このような状態のときに、これは救急車の方が電話を受けたりして、どこの病院にとかは救急車の隊員の方が決めるんでしょうか。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

私もちょっと詳しくは分からないんですが、想像するにですけれども、救急隊の方は住民の方からの救急要請に応じて御自宅であったり、施設とか、現場に駆けつけることになると思います。

それから、昼間なのか夜なのかによって、医師が確保されている医療機関に、その方の状態を踏まえて最寄りの医療機関に搬送するような流れになるだろうと思います。

ですので、平日の日中であれば、多くの医療機関が受入れが可能であったり、また診療が対応できるというふうになるだろうと思われませんが、休日、夜間に関しては、常勤がいないとか、当直医が専門でないという場合には、大きな病院に搬送される可能性が高いと思います。以上です。

○議員（河野 禎明君） 西都児湯医療センターは、病院の新しい建て替えも計画されているみたいですね。それで、川南町も負担金をずっと払っているわけですよ。これについて

は、充実して、お医者さん、そういう脳関係ですか、脳梗塞、脳の手術もできるようなお医者さんを何とか確保できるように、町からも要請をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わりたいと思ひます。どうもお疲れさまでした。

○議長（中村 昭人君） 以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆様、お疲れさまでした。

午後 3 時37分散会
